

長岡京市一般廃棄物処理基本計画
循環型社会づくりを目指して
【改訂版】

平成24年3月

長 岡 京 市

— 目 次 —

第1部 序 論

第1章 計画見直しの趣旨	1-1
1) 見直しの目的	1-1
2) 計画の性格	1-1
3) 計画の期間	1-2
4) 計画の範囲	1-2
第2章 地域の概要	1-3
1) 市の概要	1-3
2) 自然条件	1-4
3) 社会条件	1-4
4) 地域環境の現状	1-7
5) 関連計画	1-9

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状	2-1
1) ごみ処理の沿革	2-1
2) 分別区分と処理フロー	2-2
3) ごみ発生量の実績及びその性状	2-4
4) ごみ処理の実績	2-7
5) ごみ処理体制	2-9
6) 関連計画	2-10
第2章 ごみ処理環境の動向	2-12
1) 関係法令等	2-12
2) 関連市町村の動向	2-14
3) ごみ処理方法の動向	2-14
第3章 ごみ発生量の見込み	2-15
第4章 現状と課題	2-16
1) 現状	2-16
2) 当初計画の減量化・資源化目標の達成状況	2-20
3) 課題	2-20
第5章 ごみ処理の基本方針	2-22
1) 基本方針	2-22
2) 数値目標	2-23

3) 排出施策後のごみ処理量の見込み	2-27
4) 将来の分別区分	2-30
5) 適正処理に係る基本事項	2-30
6) 中間処理施設の整備に関する事項	2-36
7) 最終処分場	2-36
 第6章 排出抑制に係る施策	 2-37
1) 排出抑制策	2-37
2) その他ごみ処理に関し必要な事項	2-44

第3部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水の排出状況	3-1
1) 生活排水処理の現状	3-1
2) 生活排水の予測	3-5
第2章 生活排水の処理主体	3-7
第3章 生活排水処理基本計画	3-8
1) 生活排水処理の基本的な考え方	3-8
2) 生活排水処理の目標	3-8
3) し尿・浄化槽汚泥の処理計画	3-9

第1部 序 論

第1章 計画見直しの趣旨

1)見直しの目的

平成19年3月に平成17年度を基準年度に平成19年度から平成33年度までの15年間を計画年度とする「長岡京市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。基本計画は、概ね5年に1度見直しを行うとされています。

策定後、この5年間で収集計画人口の変化、廃棄物処理量の変化、減量目標、再資源化目標等の達成状況、また、処理基本計画策定後に行われた国の廃棄物処理に関する法制度の改正、計画、指針等を踏まえた計画の見直しが必要となってきました。

今回の見直しは、(1)長岡京市一般廃棄物処理計画に関すること(2)一般廃棄物に係る諸施策の確認・見直しに係ること(3)廃棄物の減量及び再生利用の推進に関することを検証しまた助言することを目的に平成22年6月に委員10名からなる「長岡京市一般廃棄物処理計画懇話会」を設置し、この懇話会の中で当初処理基本計画の進捗状況を確認、検証しながら、本処理基本計画に係る施策・目標値等の見直しを行いました。

見直しの重点項目は、「環境の都 長岡京」の実現のため、地球温暖化問題の進展や市民のごみ減量に対する意識の変化を踏まえ、主に「事業系一般廃棄物の減量化・再資源化の拡充」「環境教育の更なる推進」等市民、事業者、行政等の連携・協働をさらに充実させ、循環型廃棄物処理マネジメントシステムの構築を目指していくものとします。

また、生活排水についても、下水道の普及による処理の推進が図られており、計画人口の変更、下水道普及率の向上により、見直すものとします。

2)計画の性格

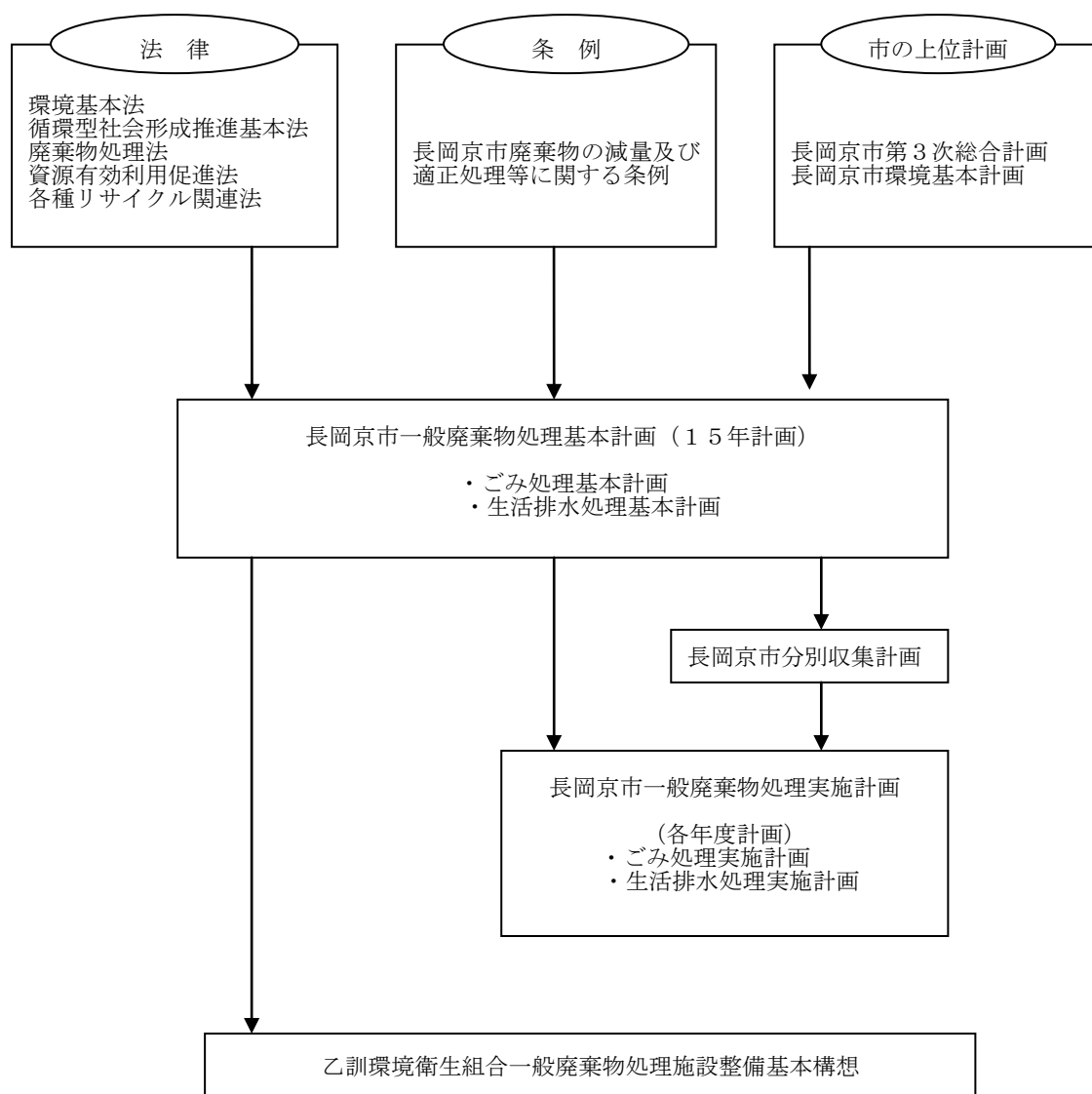
長岡京市一般廃棄物処理基本計画(以下「本計画」とします。)は、「長岡京市第3次総合計画」及び「長岡京市環境基本計画」を基に、廃棄物行政における目標と計画を定め、その具体化の方針を示すものです。

なお、本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号、以下「廃棄物処理法」とします。))に基づき策定される一般廃棄物処理計画の内、長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となるものであり、本計画に基づき各年度毎に、一般廃棄物の排出抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画(一般廃棄物処理実施計画)を策定します。

本計画の策定においては「廃棄物処理法」の他、「環境基本法(平成5年法律第91号)」、「循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)」、「資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号、以下「資源有効利用促進法」とします。))等各種法律及び「長岡京市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成9年条例第5号)」を遵守するものとします。

また、ごみの中間処理及び最終処分については、乙訓環境衛生組合で行っており、組合においては、構成市町の計画に基づく「一般廃棄物施設整備計画」を策定しています。

— 計 画 の 性 格 —



3)計画の期間

平成19年度を初年度とし、平成33年度を目標年度とする15年を計画期間とします。

今回の見直しに係る計画期間は、平成17年度を基準年度として平成24年度から平成33年度の10年間とします。

なお、概ね5年後、又は計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合に見直しを行います。

4)計画の範囲

行政区全域とし、区域内から排出される一般廃棄物を対象とします。

第2章 地域の概要

1) 市の概要

(1) 位置

本市は京都府の南西部に位置し、北部は向日市・京都市、東部は京都市、南部は大山崎町、西部は西山連峰を境に大阪府に接しています。総面積は19.18km²で、東西に長い長方形をなしています。



— 位置図 —

(2) 沿革

沿革は、以下のとおり昭和47年に市制が施行され、現在に至っています。

年 月	沿 革
昭和24年10月	新神足・海印寺・乙訓の3村が合併し、長岡町となる
昭和47年10月	市制施行

2) 自然条件

(1) 地 形

標高は海拔10～490m、西高東低の地形です。約65%が可住地の平たん部であり、残りの西山山地は、市街地の背景として本市の景観の主体となっています。

(2) 水 系

河川は、小畑川が東部を南北に、小泉川が西部をほぼ西南に貫流して桂川に注いでいます。

(3) 気 象

気候はおおむね温和で、過ごしやすくなっています。

— 気温と降雨量（平成17年～21年） —

	単位	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
平均気温	℃	16.6	16.1	16.5	16.2	16.2
最高気温	℃	37.4	38.2	39.4	37.6	36.7
最低気温	℃	-4.0	-3.2	-2.1	-2.3	-1.9
年間降水量	mm	953.0	1437.0	1149.5	1402.0	1210.5

資料：「乙訓の統計」（平成22年度版） 乙訓消防組合消防本部

3) 社会条件

(1) 人口

国勢調査による人口の推移は増加傾向がみられ、近年においても微増傾向は続いています。

— 人口の推移 — 各年10月1日現在（単位：人）

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
人 口	77,191	78,697	77,846	78,335	79,850

資料：国勢調査 （注）平成22年は速報値

過去10年間の人口（住民基本台帳（外国人登録人口含む））も同様の傾向となっています。

— 人口の推移 — 各年10月1日現在（単位：人）

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
人口	77,755	77,873	77,931	78,282	78,484	78,825	79,324	79,704	79,967

資料：住民基本台帳（外国人登録人口含む）

(2) 産業の動向

平成18年の産業（大分類）構造をみると、事業所数では、卸売・小売業、飲食店（35.5%）とサービス業（35.7%）で全体の約7割を占め、次いで不動産業（9.6%）、建設業（8.2%）の順となっています。従業者数では、製造業（31.8%）、卸売・小売業、飲食店（21.8%）の順となっています。

― 産業（大分類）別事業所数及び従業者数 ―

		総数	農林 漁業	鉱 業	建設 業	製造 業	電気・ガ ス・熱供 給・水道業	運輸・通 信業	卸売・小売 業・飲食店	金融・ 保険業	不動 産業	サービ ス業	公務
平成 8 年	事業所	2,851	1	—	202	248	4	57	1,171	36	208	810	11
	従業者数	32,792	8	—	1,149	14,793	108	843	6,344	629	519	7,388	420
平成 13 年	事業所	2,899	—	—	221	238	4	56	1,199	37	222	863	10
	従業者数	31,950	—	—	1,515	13,052	206	968	7,072	539	708	8,278	451
平成 18 年度	事業所	2,804	—	—	231	202	4	61	995	34	269	1,001	7
	従業者数	30,278	—	—	1,217	9,634	147	1,404	6,601	404	759	9,599	513

資料：「長岡京市統計書」（平成22年度版）

(3) 土地利用

地目別土地利用面積は、宅地が5割弱、山林と農地（田・畑）がそれぞれ2割強となっています。経年的にみると、宅地が増加傾向を示し、田・畑・雑種地は減少傾向を示しています。

― 地目別土地利用面積 ― (単位：千㎡)

	総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地
平成 20 年	11,115	1,188	1,518	5,093	1	2,903	4	408
平成 21 年	11,103	1,176	1,504	5,098	1	2,908	4	412
平成 22 年	11,034	1,119	1,488	5,128	1	2,902	4	392

資料：「長岡京市統計書」 注）非課税土地を除く

(4) 道路・交通

a.道路

本市の道路は、国道171号をはじめとして、府道・市道あわせて総延長202,807mとなっています。平成22年4月1日現在の舗装率は、国・府道は100%、市道についても96.8%と、ほとんどが舗装済みとなっています。

― 道路の状況 ― 平成22年4月1日現在

道路延長 (m)				舗装率 (%)		
総延長	国道	府道	市道	国道	府道	市道
202,807	2,510	28,712	171,585	100.0	100.0	96.8

資料：「長岡京市統計書」（平成22年度版）

b.鉄道

本市の鉄道は、ＪＲ京都線と阪急電鉄京都線が併走し、長岡京駅・長岡天神駅から、京都へ１０～１５分、大阪へ２６～４０分で到達できます。各駅の１日当たり乗降客数は、ＪＲ長岡京駅が約２万人、阪急電鉄長岡天神駅が約１万８千人となっています。

— 鉄道駅乗降客数 — （単位：人/日）

	J R	阪急電鉄	
	長岡京	長岡天神	
	乗客数	乗客数	降客数
平成 17 年	18,739	18,491	18,759
平成 18 年	19,511	18,410	18,138
平成 19 年	19,675	18,546	18,480
平成 20 年	20,255	19,520	19,330
平成 21 年	19,986	18,044	18,114

（５）都市計画

a.用途地域

行政区域全体の約５０％が市街化区域（９５８ha）となっており、その３分の１以上が、第１種住居地域を中心とした住居系の用途地域指定になっています。

— 用途地域指定状況（平成２２年） — （単位：ha）

	都市計画区域	市街化区域	用 途 地 域										
			第1種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域
面積	1,918	958	185	88	0	382	33	18	24	2	43	138	44
比率	100.0%	49.9%	36.8%						1.4%		11.7%		

資料：「長岡京市統計書」（平成２２年度版）

b.公園の状況

公園は、都市計画公園を含め２２３ヶ所となっています。

— 公園の状況（平成２２年） —

総数		住区基幹公園		都市基幹公園		都市緑地		緑道		広場公園		1人当公園面積
園数	面積	園数	面積	園数	面積	園数	面積	園数	面積	園数	面積	
(ヶ所)	(㎡)	(ヶ所)	(㎡)	(ヶ所)	(㎡)	(ヶ所)	(㎡)	(ヶ所)	(㎡)	(ヶ所)	(㎡)	(㎡)
223	180,888	205	136,103	1	40,675	10	1,174	6	644	1	2,292	2.27

資料：「長岡京市統計書」（平成２２年度版）

4) 地域環境の現状

(1) 大気環境

長岡京市測定局における一酸化窒素、二酸化窒素及び窒素酸化物（NO、NO₂、NO+NO₂）、光化学オキシダント（OX）の平成17年度の測定結果は以下のとおりとなっています。

— 大気汚染常時監視測定結果 —

○一酸化窒素、二酸化窒素及び窒素酸化物（NO、NO₂、NO+NO₂）

測定局	一酸化窒素(NO)			二酸化窒素(NO2)												窒素酸化物(NO+NO2)					
	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値(NO2/NO+NO2)
								(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)						
	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)
長岡京市(自排)	0.012	0.198	0.04	335	8229	0.018	0.067	0	0	0	0	0	0	2	0.6	0.034	0	0.03	0.258	0.07	59.9

環境基準：二酸化窒素（1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下）

○光化学オキシダント（OX）

測定局	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数			昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数			昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値
	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	時間数とその割合	(%)	日数とその割合	(日)	(%)	(時間)9	(ppm)
	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(時間)9	(ppm)	(ppm)
長岡京市(自排)	350	5117	0.027	56	308	6.0	0	0.0	0	0.115	0.04

環境基準：光化学オキシダント（6時から20時の昼間時間帯の1時間の値が0.06ppm以下）

資料：「京都府環境白書」（平成17年度版）※長岡京市測定局は、平成17年度で廃止

(2) 水環境

付近の環境基準点（大山崎町内4ヶ所）における平成21年度の公共用水域水質測定結果（pH・DO・BOD・COD・SS、大腸菌群数・全窒素・全燐）は、以下のとおりとなっています。

— 公共用水域水質測定結果 —

（単位：DO・BOD・全窒素・全燐はmg/l、大腸菌群数はMPN/100ml）

水域名	川河名	地点名	測定値	H21							
				PH	DO	BOD	COD	SS	大腸菌群数	全窒素	全燐
小畑川 下流	小畑川	小畑橋	年平均	7.4	8.2	2.2	3.5	3.0	21,407	1.1	0.049
			最大値	8.6	11	2.4	5.7	10.0	54,000	1.7	0.078
			最小値	6.7	6.2	<0.5	2.5	<1.0	790	0.72	0.013
桂川 下流 (2)	小泉川	新山崎橋	年平均	7.4	7.0	0.65	3.2	1.0	16,447	1.3	0.50
			最大値	7.9	10	1.4	3.6	1.0	49,000	1.7	0.10
			最小値	7.0	5.4	<0.5	2.4	<1.0	3300	1.4	0.021
	七間堀川	桂川 流入前	年平均	6.9	7.1	2.0	8.5	6.5	3,265	6.0	0.50
			最大値	7.5	10	3.0	9.4	23	13,000	7.2	0.97
			最小値	6.3	4.9	1.4	7.7	<1.0	13	4.8	0.23
	桂川	三川 合流前	年平均	6.8	6.6	1.3	4.7	1.7	59,425	4.8	0.36
			最大値	7.0	8.7	2.5	5.1	4.0	170,000	6.3	0.47
			最小値	6.7	4.7	0.8	4.3	<1.0	1700	5.9	0.19

注) 基準値：pH(水素イオン指数)：小畑川（小畑橋）・桂川（三川合流前）日間平均値 6.5 以上 8.5 以下
DO(溶存酸素量)：小畑川（小畑橋）・桂川（三川合流前）日間平均値 5m g /ℓ以上
BOD(生物化学的酸素要求量)：小畑川（小畑橋）日間平均 5m g /ℓ以下 桂川（三川合流前）日間平均 3
m g /ℓ以下
SS(浮遊物質量)：小畑川（小畑橋）日間平均 50m g /ℓ以下 桂川（三川合流前）日間平均 25m g /ℓ以下
資料：「京都府環境白書」（平成 2 2 年度版）

(3) 騒音・振動

道路に面する地域（自動車騒音）測定結果（平成 2 1 年）では市内の 1 4 測定地点のうち、昼間・夜間とも 2 ヶ所で環境基準非達成となっています。新幹線については、市内にある 1 ヶ所の実態調査地点で、高い騒音レベルを示しています。

― 道路に面する地域（自動車騒音）測定結果（平成 2 1 年）―

一連番号	道路名	測定地点	測定年月日		車線数	環境基準類型	近接空間特例	測定位置 (m)		等価騒音レベル (d b)					
			開始	終了				車道端からの距離	地上からの高さ	昼間	対環境基準値	対要請限度	夜間	対環境基準値	対要請限度
99	一般国道171号	長岡京市神足麦生 1 1	H21. 11. 18	H21. 11. 19	4	A	無	30	2.6	58	○	○	55	○	○
100	一般国道171号	長岡京市城の里 1 4－1	H21. 11. 19	H21. 11. 20	4	B	有	2.0	2.2	65	○	○	63	○	○
101	府道奥海印寺納所線	長岡京市高台1丁目 2－1	H21. 11. 24	H21. 11. 25	2	A	有	0.6	2.9	63	○	○	55	○	○
102	府道奥海印寺納所線	長岡京市調子1丁目 2 3－1 2	H21. 11. 19	H21. 11. 20	2	B	有	2.2	3.0	70	○	○	65	○	○
103	府道奥海印寺納所線	長岡京市久貝3丁目 4－5	H21. 11. 19	H21. 11. 20	2	B	有	0.0	2.4	72	×	○	67	×	○
104	府道奥海印寺納所線	長岡京市調子 3	H21. 9. 7	H21. 9. 8	2	C	有	4.9	1.5	66	○	○	60	○	○
105	府道西京高槻線	長岡京市神足3丁目 1 2－2	H21. 11. 24	H21. 11. 25	2	B	有	1.2	2.6	70	○	○	63	○	○
106	府道西京高槻線	長岡京市今里北ノ町 3 9－4	H21. 9. 7	H21. 9. 8	4	B	有	6.1	1.2	66	○	○	60	○	○
107	府道西京高槻線	長岡京市野添1丁目 1 7－2 9	H21. 11. 19	H21. 11. 20	4	B	有	0.2	2.9	70	○	○	64	○	○
108	府道大山崎大枝線	長岡京市天神4丁目 3－3 0	H21. 11. 19	H21. 11. 20	2	A	有	0.0	2.5	66	○	○	60	○	○
109	府道大山崎大枝線	長岡京市花山1丁目 6 3	H21. 11. 24	H21. 11. 25	2	A	有	0.0	2.5	70	○	○	64	○	○
110	府道伏見柳谷高槻線	長岡京市馬場見場走り 1 7－5	H21. 11. 25	H21. 11. 26	2	C	有	1.1	2.8	69	○	○	64	○	○
111	府道中山向日線	長岡京市滝ノ町 6－1 3	H21. 11. 18	H21. 11. 19	2	B	有	0.0	2.9	72	×	○	67	×	○
112	市道0102号線	長岡京市八条が丘2丁目 5	H21. 11. 19	H21. 11. 20	4	A	有	3	2.7	69	○	○	62	○	○

― 新幹線鉄道騒音・振動実態調査結果（平成 2 1 年）―

地点 番号	測定年月日	測定地点 (線路最寄地点 名)	用途地域 地域類型	平均列 車速度 (km/h)	構造物の種類		軌道の種類	防音壁		騒音レベル (d b)			振動 レベル (db)
					種類	構造物 の高さ m		種類	構造物か らの高さ m	12. 5m 地点	25m 地点	50m 地点	
⑧	H21. 10. 19	長岡京市神足橋本 (下り側)	工業 Ⅱ	251	高架橋 (ラーメン)	9. 3	バラスト (マット有)	直壁型	2. 0	71	73	69	62
騒音 基準 環境	東海道新幹線の軌道中心線から両側にそれぞれ400メートル以内の地域のうち、向日市・長岡京市及び大山崎町の区域		I	第1・2種低層住専、第1・2種中高層住専、第1・2種住居・準住居						70以下			
			Ⅱ	近隣商業、商業、準工業、工業						75以下			

資料：「京都府環境白書」（平成 2 2 年度版）

(4) 公害苦情件数（長岡京市分）

平成 1 7～2 1 年度の公害苦情件数は、典型 7 公害の中では大気汚染に関するものが

最も多くなっています。典型 7 公害以外では、不法投棄の苦情件数が目立っています。

— 種類別苦情件数 —

(単位：件)

	年度	典 型 7 公 害								不法 投棄	合計
		大気 汚染	水質 汚濁	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	土壌 汚染	計		
長岡京市	H17	8	6	3	1	0	2	0	20	18	38
	H18	2	5	1	0	0	3	0	11	6	17
	H19	4	3	3	1	0	4	0	15	8	23
	H20	19	7	8	0	0	4	0	38	9	47
	H21	3	5	3	0	0	5	0	16	19	35
乙訓保健所	H17	5	5	3	1	0	3	0	17	14	31
	H18	3	5	1	0	0	3	0	12	5	17
	H19	4	3	3	1	0	4	0	15	8	23
	H20	1	6	7	0	0	3	0	17	25	42
	H21	4	8	3	0	0	9	0	24	23	47

資料：市資料、「京都府環境白書」（平成 22 年度版）

5) 関連計画

(1) 関連計画

将来計画のうち、本計画に関連する計画は以下に示すとおりです。

a.長岡京市第 3 次総合計画

○策定期期 平成 13 年 3 月

○計画期間 2001 年度（平成 13 年度）～2015 年度（平成 27 年度）

- 基本方針
- ・誰もが安心して暮らせるまちづくり
 - ・自然と共生する循環型のまちづくり
 - ・豊かなふれあいを育てるまちづくり
 - ・活力とにぎわいを生み出すまちづくり
 - ・市民と行政の協働によるまちづくり

b.長岡京市環境基本計画

○策定期期 平成 13 年 3 月

○計画期間 おおむね 2030 年を最終目標年次とする

- 基本理念
1. すべての施策・行動を持続可能性に基づいて策定し、総合化する
 2. 環境と地域経済・雇用・生活の質の改善を両立させる
 3. 地域に固有の自然と文化を大切に守り、育てる
 4. 社会的公正に配慮し、すべての人々と資源と環境を分かち合う
 5. 資源・エネルギーが循環する地域をつくる

6. みんなが参加して、一緒に計画をつくり、実践する

7. 持続可能な社会を実現するための教育、人づくりに力を注ぐ

(2) 条例等

a.長岡京市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

○施行 平成9年10月1日 全部改正

平成24年4月1日 一部改正

b.乙訓環境衛生組合廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

○施行 平成24年4月1日 全部改正

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状

1) ごみ処理の沿革

本市では以下に示す区分変更を経て、平成13年度以降は、家庭ごみ（可燃）に加え、資源ごみ11区分（アルミカン、スチールカン、スプレーカン・カセットボンベ、空きビン（無色、茶色、他の色）、ペットボトル、その他不燃物、その他プラスチック、蛍光灯、筒型乾電池）の収集を行っています。

昭和26年	4月	ごみ収集開始
昭和40年	12月	可燃・不燃の2分類収集開始
昭和45年	7月	ステーション方式及び週2回収集の実施
昭和53年	11月	5種類分別収集開始 (空きカン・空きビン・金属・埋立ごみ・古紙)
昭和59年	5月	廃乾電池分別収集開始
平成9年	4月	家庭系ごみ週4日収集体制となる
平成11年	4月	ペットボトル分別収集開始
平成12年	4月	「スプレー缶・カセットボンベ」分別収集開始
平成13年	4月	全祝祭日 生ごみ収集開始 その他プラスチック、ビン3種色分け、廃蛍光灯分別収集開始

また、昭和39年6月に関係市町で組合（乙訓環境衛生組合）を構成し、ごみの中間処理及び最終処分を行っています。

2) 分別区分と処理フロー

(1) 分別区分

本市では家庭系一般廃棄物の収集を行っています。以下収集を行うごみを「収集ごみ」、組合に直接搬入されるごみを「直接搬入ごみ」とします。なお、直接搬入ごみのほとんどが事業活動に伴い排出される事業系一般廃棄物です。

— 分別区分 —

区 分		品 目
収集ごみ	家庭ごみ（可燃）	生ごみ、燃えるごみ
	空きカン	アルミカン
		スチールカン
		スプレーカン・カセットボンベ
	空きビン	無色
		茶色
		他の色
	ペットボトル	
	その他不燃物	金属類、陶磁器類、ガラス類
	その他プラスチック	レジ袋、ボトル類、カップ・パック類、トレイ類、ポリ袋、ラップ類、容器包装用発泡スチロール
	廃蛍光灯	
	廃筒型乾電池	
収集できないごみ	粗大（大型）ごみ	再利用できない家具類・電化製品（家電5品目を除く）
	側溝清掃汚泥（ドロ回収）	
	メーカーによるリサイクル	エアコン・テレビ・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機・衣服乾燥機・パソコン

資料：「ごみ減量のしおり」長岡京市

「事務報告（22年度版）」乙訓環境衛生組合

直接搬入ごみは「可燃ごみ」と「粗大ごみ」があります。

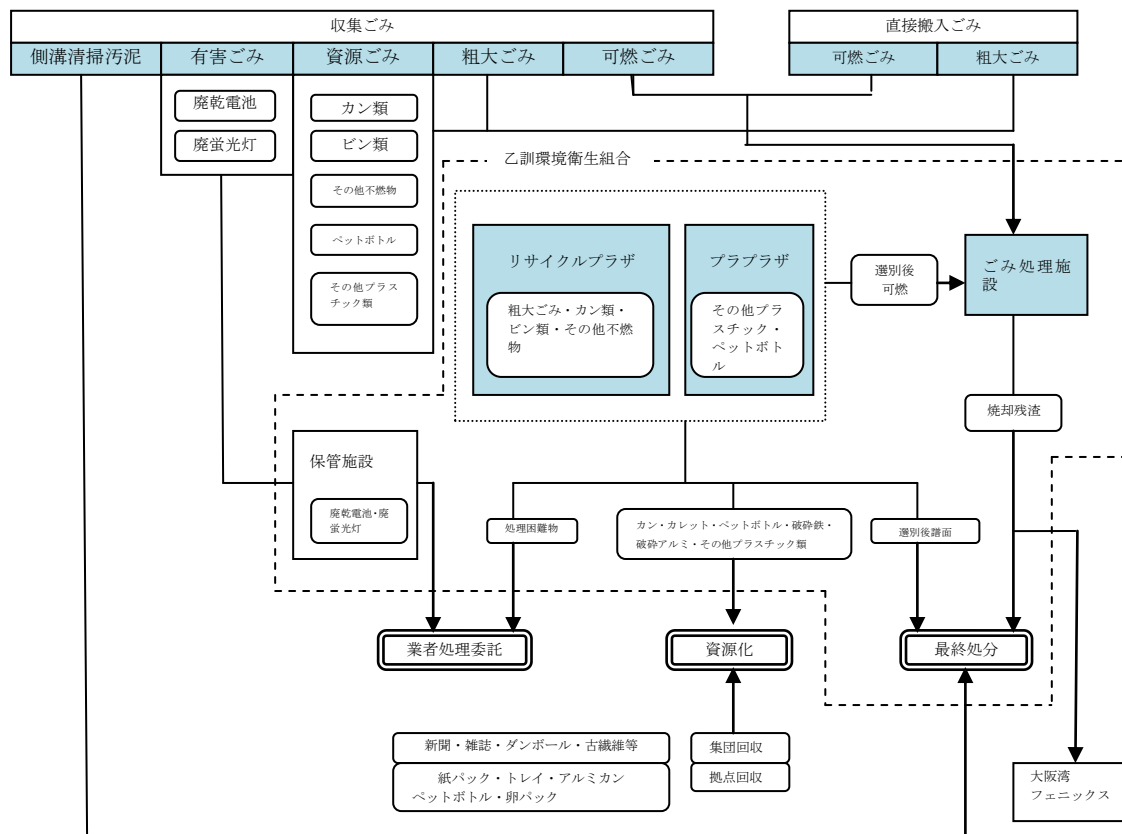
また、本市による拠点回収及び自治会等による集団回収において「新聞、雑誌、段ボール、紙パック、トレイ、アルミカン、ペットボトル、卵パック」の資源回収を行っています。

本計画では、以下に示す区分の名称に統一した表現で以後整理します。

— 分別区分名称 —

組 合		長岡京市	
可燃ごみ		家庭ごみ（可燃）	
資源ごみ	カン類	空きカン	アルミカン
			スチールカン
	ビン類	空きビン	無色
			茶色
			他の色
	ペットボトル	ペットボトル	
	その他不燃物	その他不燃物	
スプレーカン・カセットボンベ			
その他プラスチック	その他プラスチック		
有害ごみ	廃蛍光灯	蛍光灯	
	廃筒型乾電池	筒型乾電池	
粗大ごみ		粗大（大型）ごみ	
側溝清掃汚泥		側溝清掃汚泥（ドロ回収）	

(2) 処理フロー



— 処 理 フ ロ ー —

3) ごみ発生量の実績及びその性状

(1) 種類別発生量

— ごみ種類別発生量 —

年度			H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
人 口		人	77,658	77,755	77,873	77,931	78,282	78,484	78,825	79,324	79,704	79,967
収 集	可燃ごみ	収集量 t/年	16,658.20	16,759.69	16,778.55	16,328.81	16,214.96	16,293.67	16,036.84	15,643.77	14,218.77	14,036.65
		原単位 g/人・日	587.69	590.53	590.30	572.48	567.49	568.78	557.39	538.83	488.75	480.91
	粗大ごみ	収集量 t/年	238.97	279.67	326.39	202.48	220.78	224.33	213.91	210.18	173.09	193.19
		原単位 g/人・日	8.43	9.85	11.48	7.10	7.73	7.83	7.43	7.24	5.95	6.62
	資源ごみ	収集量 t/年	1,734.22	1,869.36	1,958.10	2,098.11	2,149.60	2,189.37	2,182.99	2,183.99	1,993.39	2,132.63
		原単位 g/人・日	61.18	65.87	68.89	73.56	75.23	76.43	75.87	75.23	68.52	73.07
	有害ごみ	収集量 t/年	29.63	32.49	33.88	30.99	34.27	30.92	27.99	29.45	26.82	28.98
		原単位 g/人・日	1.05	1.14	1.19	1.09	1.20	1.08	0.97	1.01	0.92	0.99
	側溝清掃汚泥	収集量 t/年	78.13	75.19	65.74	81.98	58.29	74.04	66.39	94.02	80.00	55.39
		原単位 g/人・日	2.76	2.65	2.31	2.87	2.04	2.58	2.31	3.24	2.75	1.90
計	収集量	t/年	18,739.15	19,016.40	19,162.66	18,742.37	18,677.90	18,812.33	18,528.12	18,161.41	16,492.07	16,446.84
	原単位	g/人・日	661.11	670.05	674.18	657.10	653.69	656.70	643.98	625.55	566.89	563.48
直接搬入	可燃ごみ	t/年	5,343.56	5,444.36	5,874.75	5,805.44	5,769.29	5,930.65	5,776.23	5,473.72	5,315.28	5,368.84
	粗大ごみ	t/年	253.29	226.91	281.34	339.65	340.94	392.10	373.02	416.81	395.14	395.86
	資源ごみ	t/年	51.20	50.48	37.39	44.73	42.29	48.93	24.93	19.13	17.99	20.90
	埋立ごみ	t/年	8.79	7.44	7.38	0.06	0.00	1.02	0.00	0.00	0.00	0.10
計		t/年	5,656.84	5,729.19	6,200.86	6,189.88	6,152.52	6,372.70	6,174.18	5,909.66	5,728.41	5,785.70
小計		t/年	24,395.99	24,745.59	25,363.52	24,932.25	24,830.42	25,185.03	24,702.30	24,071.07	22,220.48	22,232.54
集团回収		t/年	3,875.80	3,843.43	2,203.09	2,966.24	3,026.75	2,901.73	2,845.05	2,654.13	2,452.63	2,372.12
拠点回収		t/年	92.30	102.66	88.05	84.91	80.48	81.00	84.95	54.70	52.93	58.71
小計			3,968.102	3,946.087	2,291.138	3,051.146	3,107.230	2,982.723	2,929.993	2,708.826	2,505.562	2,430.827
総 計	ごみ総量	t/年	28,364.092	28,691.677	27,654.658	27,983.396	27,937.650	28,167.752	27,632.291	26,779.898	24,726.042	24,663.367
	原単位	g/人・日	1001	1011	973	984	978	983	960	925	850	845

(2) ごみの性状

乙訓地域全体のごみの性状（家庭系・事業系）は、下記のとおりです。

— ごみ質分析(湿ベース) — (乙訓環境衛生組合)

		H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
三成分	水分 (%)	4 4 . 5 5	3 7 . 0 0	3 9 . 3 9	4 3 . 2 0	4 4 . 7 0
	灰分 (%)	6 . 2 9	6 . 4 7	9 . 5 9	4 . 8 3	8 . 8 9
	可燃分 (%)	4 9 . 1 6	5 6 . 5 3	5 1 . 0 3	5 1 . 9 7	4 6 . 6 4
低位発熱量 (kJ/kg)		1 0 , 0 4 0	1 0 , 5 3 0	9 . 9 8 0	1 0 , 2 9 0	9 , 4 0 0
種類別組成(湿)	紙布類 (%)	3 7 . 9 6	5 9 . 6 2	5 3 . 6 3	5 0 . 5 6	5 2 . 8 5
	木・竹類 (%)	5 . 6 0	7 . 1 9	7 . 2 2	9 . 0 6	8 . 6 2
	合成樹脂類 (%)	2 3 . 6 1	1 6 . 2 5	1 4 . 5 4	1 9 . 6 2	1 7 . 9 7
	厨芥類 (%)	2 8 . 1 2	1 1 . 5 2	1 5 . 1 7	1 7 . 7 4	1 4 . 9 2
	不燃物 (%)	1 . 5 9	1 . 2 6	1 . 7 5	0 . 4 6	3 . 4 4
	その他 (%)	3 . 1 3	4 . 1 6	7 . 7 0	2 . 5 8	2 . 2 0
単位容積重量 (kg/m³)		1 5 8	1 4 0	1 5 8	1 2 1	1 4 5

●長岡京市のごみの性状

平成２３年６月及び１１月に家庭系ごみ及び事業所系ごみの組成分析を実施し、結果は下記のとおりでした。

①家庭系ごみ

家庭系ごみは、６月に在所系、１１月には新興住宅を中心とした組成分析を実施し、２回の平均は下記のとおりになります。

— ごみ組成分析結果（家庭系） —

	パーセント				
	乾き	湿り	※７都市平均	※１ Ａ市	※２ Ｂ市
①厨芥類	11.73	19.12	31.50	24.57	40.45
②紙類：資源化可能類	18.84	20.97	21.70	39.97	22.80
②紙類：資源化不可能類	20.63	16.24	10.90		
③木類	10.34	12.74	6.30	6.15	3.99
④繊維類：資源化可能類	8.06	6.20	5.60	②に含む	2.46
④繊維類：資源化不可能類	0.00	0.00			
⑤プラスチック類：ペットボトル	0.92	0.47	1.30	22.47	23.24
⑤プラスチック類：（容器包装類）：プラスチック製容器	4.48	2.77	5.80		
⑤プラスチック類：（容器包装類）：食品トレイ	0.65	0.43	0.40		
⑤プラスチック類：（容器包装類）：発泡スチロール類	0.21	0.15	0.40		
⑤プラスチック類：（容器包装類）：チューブ類	0.21	0.10			
⑤プラスチック類：（容器包装類）：レジ袋	1.63	1.07	0.70		
⑤プラスチック類：（容器包装類）：ビニール袋	1.82	2.27			
⑤プラスチック類：（容器包装類）：その他	2.66	1.66	0.20		
⑤プラスチック類：（容器包装以外）	0.86	0.70	2.80		
⑥ゴム・皮製品	0.05	0.03	0.50		
⑦不燃物：陶磁器類	0.11	0.05		1.49	0.0
⑦不燃物：乾電池・蛍光灯類	0.04	0.02	0.20		0.01
⑧複合品：ライター・カミソリ	0.00	0.00			
⑨金属類：缶類	0.00	0.00	0.80		0.14
⑨金属類：スプレー缶	0.00	0.00			
⑨金属類：その他	0.49	0.23	2.10		
⑩ガラス類：ビン類	0.94	0.33	4.80		0.18
⑩ガラス類：ビン類以外	2.41	1.22	0.30		
⑪その他：上記以外のもの	13.17	13.37	3.70	5.35	6.73

※１： ７都市平均：「容器包装廃棄物排出実態調査」（環境省）一般廃棄物組成調査結果（湿り）

※２： 類似団体比較（湿り）

②事業系ごみ

事業系ごみは、6月に飲食店系、11月にはオフィス系を中心とした組成分析を実施し、結果は下記のとおりになります。

— 事業系ごみ組成分析結果 —

	飲食店関係		オフィス系	
	パーセント			
	乾き	湿り	乾き	湿り
①厨芥類	29.82	38.72	3.40	7.01
②紙類：資源化可能類	33.80	29.66	68.17	74.70
②紙類：資源化不可能類	1.79	1.57	2.20	2.23
③木類	5.67	7.06	0.55	0.32
④繊維類：資源化可能類	3.18	2.79	0.00	0.00
④繊維類：資源化不可能類	0.00	0.00	1.21	0.83
⑤プラスチック類：ペットボトル	0.00	0.00	1.21	0.76
⑤プラスチック類：（容器包装類）：プラスチック製容器	8.35	5.44	3.40	1.91
⑤プラスチック類：（容器包装類）：食品トレイ	1.09	0.71	0.22	0.13
⑤プラスチック類：（容器包装類）：発泡スチロール類	0.10	0.07	0.00	0.00
⑤プラスチック類：（容器包装類）：チューブ類	0.00	0.00	0.00	0.00
⑤プラスチック類：（容器包装類）：レジ袋	0.99	0.64	0.66	0.51
⑤プラスチック類：（容器包装類）：ビニール袋	2.09	1.36	9.00	5.35
⑤プラスチック類：（容器包装類）：その他	0.50	0.33	0.88	0.64
⑤プラスチック類：（容器包装以外）	0.99	0.64	5.38	3.12
⑥ゴム・皮製品	0.20	0.18	0.22	0.13
⑦不燃物：陶磁器類	3.08	2.76	0.00	0.00
⑦不燃物：乾電池・蛍光灯類	0.00	0.00	0.00	0.00
⑧複合品：ライター・カミソリ	0.00	0.00	0.00	0.00
⑨金属類：缶類	2.88	2.58	3.40	2.04
⑨金属類：スプレー缶	0.00	0.00	0.00	0.00
⑨金属類：その他	1.69	1.51	0.00	0.00
⑩ガラス類：ビン類	2.49	2.23	0.00	0.00
⑩ガラス類：ビン類以外	0.00	0.00	0.00	0.00
⑪その他：上記以外のもの	1.29	1.75	0.11	0.32

4) ごみ処理の実績

(1) 収集運搬

a. 収集対象

収集対象地域は計画収集区域全体です。

b. 収集運搬体制

ごみの収集運搬は、以下のとおりです。

— 収集運搬体制 —

可燃ごみ		資源ごみ・有害ごみ		粗大ごみ		側溝清掃汚泥	
ステーション方式	委託	ステーション方式	直営	個別有料予約収集	直営	個別収集	直営
一時多量ごみ	直営		委託		委託		

c. 収集頻度

収集頻度は原則として、可燃ごみが週2回、資源ごみ・有害ごみは月2回（その他プラスチック類は月4回）で、粗大ごみは随時対応としています。祝日・振替休日の対応がごみの種類によって異なるため、月によっては、収集日数が週1回・月1回になる地区があります。

— 収集頻度 —

可燃ごみ		資源ごみ・有害ごみ			粗大ごみ	側溝清掃汚泥
週2回	祝日も収集	月2回	資源ごみ・有害ごみ（その他プラスチック類を除く）	祝日は収集しない	随時	毎週月曜日（祝日は除く）
		月4回	その他プラスチック類			

d. 排出方式

排出方式は、以下のとおりです。

— 排出方式 —

可燃ごみ	資源ごみ・有害ごみ	粗大ごみ	側溝清掃汚泥
当日8時までに出す 生ごみは水切りをし、ごみ袋の口を結んで出す ごみ袋の指定はなし	当日朝7～9時までに出す コンテナ方式	電話で申込み 収集日・手数料・収集場所を確認 「ごみ・粗大ごみ処理手数料券」を購入 収集当日の予約時間までに出す	泥回収袋

e.収集車両

収集運搬に使用されている車両は、以下のとおりです。

— 収 集 車 両 —

可燃ごみ	資源ごみ・有害ごみ		粗大ごみ	側溝清掃汚泥
車 種	種 別	車 種	車 種	車 種
パッカー車 ロータリー車	カン類	2 t パッカー車	2 t ダンプ車	パッカー車
	ビン類	2 t ダンプ車		
	ペットボトル	2 t パッカー車		
	その他プラスチック類	2 t パッカー車		
	その他不燃	2 t パッカー車		
	有害ごみ	2 t ダンプ車		
	排出容器運搬用	2 t ダンプ車		

f.事業系ごみ

事業者が排出する一般廃棄物は事業者自ら搬入するか、市が許可した業者への委託により搬入されています。

(2) 中間処理

収集または直接搬入された可燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみは、組合の各施設において、焼却・選別・破碎等の処理を行っています。施設の概要は、以下のとおりです。

なお、ごみ処理施設には小動物焼却炉（200kg/2時間）を別途備えています。

— 中間処理施設の概要 —

名 称		乙訓環境衛生組合		
		ごみ処理施設	リサイクルプラザ (粗大ごみ処理設備・資源ごみ処理設備)	プラプラザ (その他プラスチック類容器包装廃棄物圧縮梱包設備・ペットボトル減容設備)
所在地		京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方32番		長岡京市勝竜寺下長黒1-1
処理能力		75t/24h×3基	粗大ごみ 32t/5h	その他プラスチック類 9.3t/5h ペットボトル 1.81t/5h
			資源ごみ 14t/5h	
処理形式		ストーカー式	選別・破碎・圧縮・梱包	選別・圧縮・梱包
整備年度	着 工	1・2号炉 平成4年8月 3号炉 平成11年7月	平成8年8月	その他プラスチック類 平成12年6月 ペットボトル平成22年5月
	竣 工	1・2号炉 平成7年3月 3号炉 平成14年3月	平成10年3月	その他プラスチック類 平成13年3月 ペットボトル平成23年3月
供用開始		1・2号炉 平成7年4月 3号炉 平成14年4月	平成10年4月	その他プラスチック類 平成13年4月 ペットボトル 平成23年4月
建築面積		2,830.47㎡	1,575.39㎡	2,200.16㎡
延床面積		8,019.09㎡	5,453.31㎡	2,250.14㎡

(3) 最終処分

平成2年度までは勝竜寺埋立地にて全量を最終処分していましたが、勝竜寺埋立地延命化の取組みとして、平成3年度から大阪湾圏域広域処分場整備基本計画（以下「フェニックス計画」といいます。）に参画し、大阪湾広域臨海環境整備センターへ焼却残渣の一部を、平成19年度からは大部分を搬出しており、今後も勝竜寺埋立地延命に向け継続していく予定です。

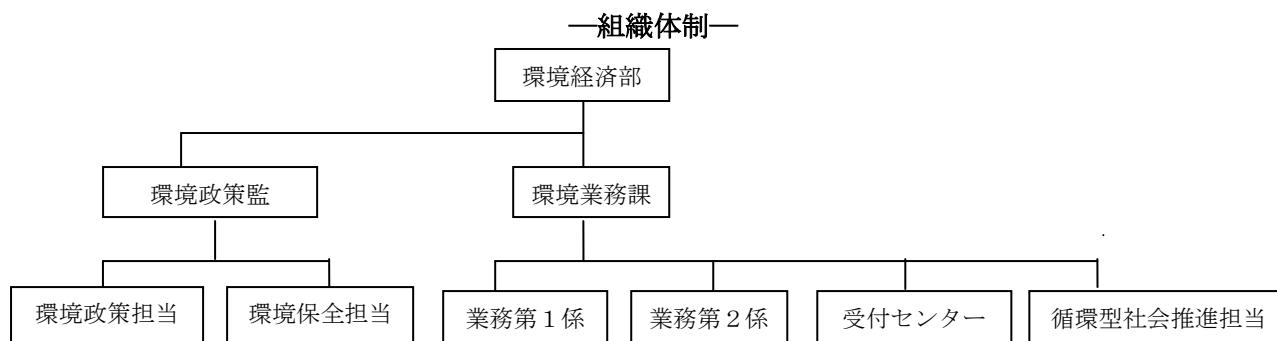
— 最終処分場の概要 —

名称	乙訓環境衛生組合	大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）			
	勝竜寺埋立地	尼崎沖埋立処分場	泉大津沖埋立処分場	神戸沖埋立処分場	大阪湾沖埋立処分場
処分場所在地	京都府長岡京市勝竜寺下長黒1-1	尼崎西宮芦屋港/尼崎市東海岸町地先	堺泉北港/泉大津市汐見町地先	神戸港/神戸市東灘区向洋町地先	大阪港/大阪市此花区北港緑地地先
埋立面積	39,334㎡	1,130,000㎡	2,030,000㎡	880,000㎡	950,000㎡
計画埋立量	322,992.7㎡	16,000,000㎡	31,000,000㎡	15,000,000㎡	14,000,000㎡
残余容量	71,928.95㎡				
埋立対象物	焼却残渣、側溝清掃汚泥	一般廃棄物・産業廃棄物・陸上残土・浚渫土砂			
埋立開始年	1981年				

5) ごみ処理体制

(1) 運営・維持管理体制

ごみ処理に関する本市の組織体制は、以下のとおりです。



(2) ごみ処理経費

ごみ処理経費は、以下のとおりです。

— ごみ処理経費 —

		H18	H19	H20	H21	H22
人口		78,484	78,825	79,324	79,704	79,967
収集量 (t/年)		18,812.30	18,528.10	18,161.40	16,492.10	16,446.90
年間経費 (千円/年)	収集経費	646,278	636,092	634,801	621,902	615,376
	処理・処分経費	1,154,526	1,166,570	1,087,844	881,393	1,000,267
	計	1,800,804	1,802,662	1,722,645	1,503,295	1,615,643
人口1人あたり経費 (円/人)	収集経費	8,235	8,070	8,003	7,803	7,695
	処理・処分経費	14,710	14,864	13,861	11,230	12,745
	計	22,945	22,933	21,863	19,033	20,440
収集量1tあたり 経費 (円/t)	収集経費	34,354	34,331	34,953	37,709	37,416
	処理・処分経費	61,371	62,011	57,826	46,852	53,171
	計	95,725	96,342	92,780	84,561	90,587

6) 関連計画

(1) 分別収集計画

○計画期間

平成23年4月を始期とする5カ年計画（3年ごとに改定）

○基本的方向

- ・ごみ排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・全ての関係者が一体となって取り組む、環境負荷の低減による環境にやさしい社会づくり
- ・ごみの減量化、資源化を行うことにより、最終処分場の延命を図る

○実施に関し重要な事項

a. 廃棄物減量等推進員

自治会、一般市民、事業所からの委員で構成された廃棄物減量等推進員を設置し、市民が主体となったマイバッグキャンペーン等ごみ減量施策及びリサイクル活動の推進を図ります。

b. 排出指導の徹底

シルバー人材センターの人員を活用して実施している分別排出指導と合わせ、今後は廃棄物減量等推進員及び自治会等市民団体と協力し、適正排出指導についての継続的な取り組みを行います。

c. 集団回収の促進

地域活動の一環として、自治会・子供会及びその他市民団体が実施している資源ごみ集団回収事業に対しての支援を今後においても継続実施していきます。

d. 量販店等の資源化推進事業

量販店・エコストアに廃棄物の削減、再生品の購入促進を促します。また、レ

ジ袋等過剰包装の削減協力を販売店と消費者である市民に訴えていきます。

e. エコタウン推進事業

自治会の住民が自主的かつ自発的に上記 a～c の事業、アルミ缶リサイクル回収事業、地域美化運動及び学習会を行う。市はそれに対しての助成・支援を行うことにより環境への負荷の少ないまちづくりを推進します。

(2) 一般廃棄物処理実施計画

○計画期間

毎年4月策定

○内容

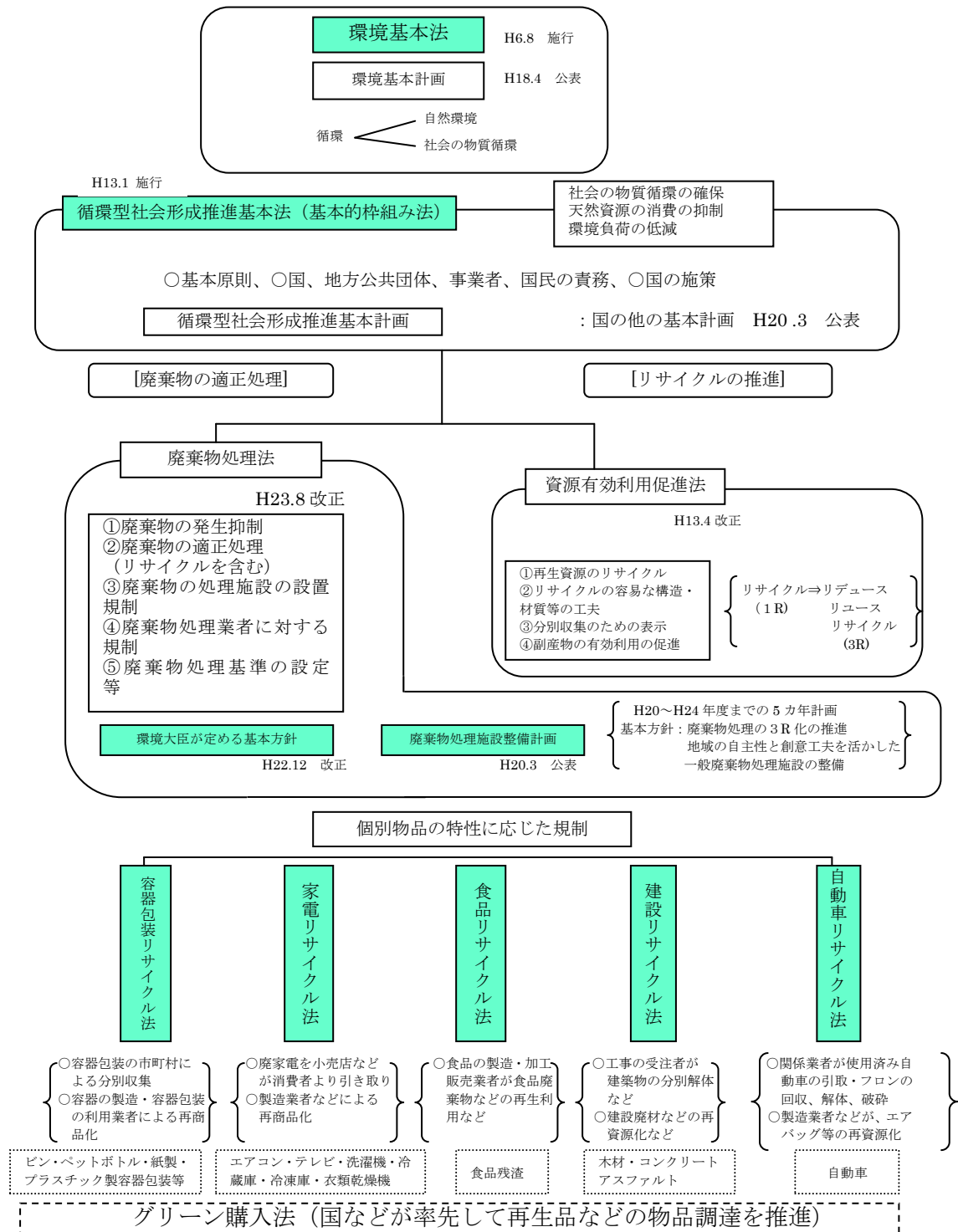
一般廃棄物処理実施計画は、本計画に示された内容を実施するために必要な各年度の事業を定める計画です。

第2章 ごみ処理環境の動向

1) 関係法令

(1) 国の関係法令等

廃棄物に関する法体系を整理すると以下のとおりです。



廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき環境大臣が定めた「廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合

的な推進を図るため基本的な方針（以下、「国の基本方針」という）」において、一般廃棄物の減量化の目標量を定めるとともに、市町村の役割として以下の事項が述べられています。

国の基本方針における市町村の役割

- 環境教育・情報提供等による住民の自主的な取り組みの推進
- 一般廃棄物の適正な循環利用に努める
- 一般廃棄物処理に係るコストの分析及び情報提供
- 経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再使用・再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物の有料化の推進

— 一般廃棄物の減量化の目標値 —

	排出量	再生利用量	最終処分量
現状（平成 9 年度）	—	約 1 1 %	—
目標（平成 27 年度）	約 9 %削減	約 2 5 %増	約 5 9 %減

その他計画等の目標値

※循環型社会形成推進基本計画

H20. 3 公表

	一人一日当り ごみ排出量	一人一日当り 家庭系ごみ排出量	事業系ごみ排出量
目標（平成 27 年度）	約 1 0 %減	約 2 0 %減	約 2 0 %減

注）：対平成 12 年度比

※大阪湾広域処理場整備促進協議会

	ごみ排出量	最終処分量	リサイクル率
目標（平成 27 年度）	2 5 %減	6 0 %減	2 5 %

注）：対平成 12 年度比

（２）京都府の関係条例等

京都府環境基本計画、京都府循環型社会形成計画が策定されており、京都府循環型社会形成計画の中で以下に示す目標が設定されています。

— 一般廃棄物等の総量目標 —

	平成 1 1 年度	平成 1 7 年度	平成 2 2 年度
現 状	1 2 2	1 2 9 (5.7%増)	1 3 2 (8.2%増)
目 標	—	1 1 8 (3.3%減)	1 1 2 (8.2%減)

2) 近隣市町村の動向

京都府内で本市及び関係市町に隣接する市町村の一般廃棄物処理施設は、ごみ焼却施設が京都市に4施設と城南衛生管理組合に2施設、粗大ごみ処理施設、資源ごみの処理・保管を行う施設が京都市に6施設と城南衛生管理組合に2施設あり、最終処分場は京都市、城南衛生管理組合にそれぞれ1施設ずつあります。

3) ごみ処理方法の動向

ごみ処理方法の動向は、以下のとおりです。

(1) 収集運搬方法

収集運搬は、大半が車両により行われています。車両による収集運搬は機動性、柔軟性に優れており、地域的に他の収集方式が取り入れられることはあっても、将来的にも主流であると考えています。

(2) 中間処理方法

ごみの中間処理は、従来最終処分のための前処理としての位置づけで行われ、可燃ごみの処理については、焼却処理を主体として発展してきました。

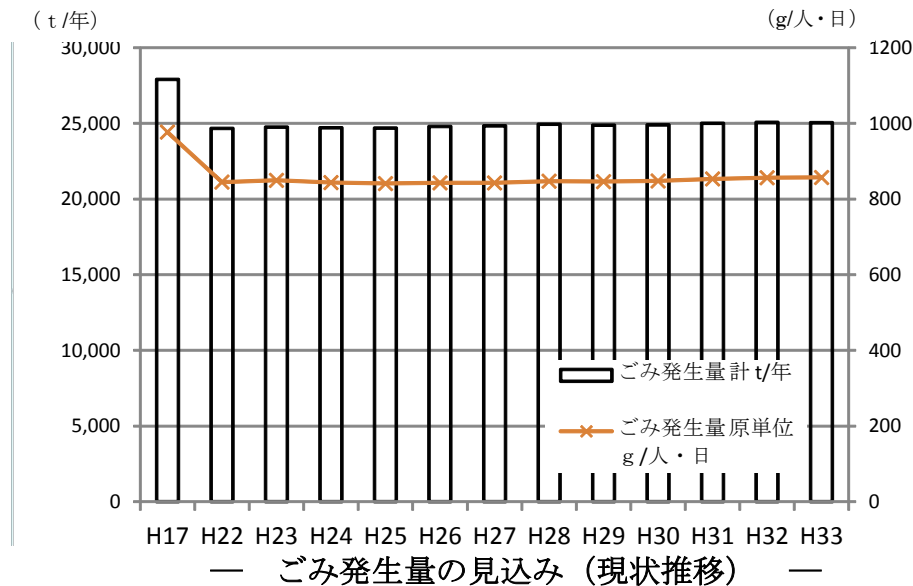
循環型社会と低炭素社会の統合的な実現が求められている現在は、従来の焼却施設の改良と共に高効率発電施設への変換が図られ、またバイオマス利用を目指した施設も建設されてきています。資源ごみについては破碎施設が主体ですが、資源の選別回収などの資源循環利用を目指した処理が発展してきています。

(3) 最終処分方法

最終処分場は、上部が開放された構造による準好気性埋立方式が主流であり、勝竜寺埋立地もこの方式の技術が採用されています。近年は自然条件への対策強化、強固な土壌機能、早期安定化等を目的として新しい技術の開発も進められています。

第3章 ごみ発生量の見込み

ごみ発生量の見込み（現状推移）は、下記に示すとおりです。原単位をみると、平成33年度で857g/人・日（年間量25,050t/年）となり、現状（平成22年度）より、12g/人・日（年間385t/年）の増加となります。



		年度	H17	H22	H23	H25	H28	H31	H33
人 口		人	78,282	79,967	79,873	80,467	80,680	80,320	80,080
ごみ発生量	収集ごみ	t/年	18,678	16,447	16,644	16,795	16,971	16,905	16,913
	直接ごみ	t/年	6,153	5,786	5,750	5,824	5,953	6,129	6,208
	集団回収	t/年	3,027	2,372	2,314	2,021	1,968	1,917	1,865
	拠点回収	t/年	48	59	56	58	61	63	64
	計	t/年	27,906	24,664	24,764	24,698	24,952	25,014	25,050
原単位		g/人・日	977	845	849	841	847	853	857

— ごみ発生量の見込み（現状推移） —

※ ごみの発生見込み（現状推移）は、今後ごみ処理において新たな施策を行わず、現行の施策を継続した場合のごみ量見込みです。

第4章 現状と課題

1) 現状

(1) 地域の概要

本市は、総面積19.18km²の東西に長い形状であり、うち65%は平たん部で市街地、工場用地、農地が広がっています。鉄道などの交通が発達していることから、市民の生活圏、行動圏は広がりを見せており、京都市、大阪市方面との結びつきの強い都市となっています。

(2) ごみ処理の実態

ごみの排出量実績と国及び京都府の減量等の目標を比較すると以下のとおりです。

— ごみ排出量の実績と国・京都府の目標量 —

	単位	長岡京市			国	京都府	
		H17 (実績)	H19 (実績)	H22 (実績)	H27 (目標値)	H17 (目標)	H22 (目標)
排出量	t/年	27,906	27,633	24,664	25,828	27,959	26,542
		(100.0%)	(99.0%)	(88.3%)	(95.0%)	(102.8%)	(97.6%)
		—	(100.0%)	(89.2%)	(93.4%)	—	—
再生 利用量	t/年	4,601	4,424	3,809	6,155	—	—
		[16.5%]	[15.8%]	[15.4%]	[25.0%]	—	—
最終 処分量	t/年	3,820	4,057	3,491	3,164	—	—
		(100.0%)	(106.2%)	(91.3%)	(78%)	—	—

(注) 排出量及び再生利用量は、集団回収、拠点回収を含む。
再生利用量の[]割合表示は、排出量に対する再生利用量の割合。
網掛け部は、目標値を規定する数値。

(3) 家庭系ごみの排出実態

収集ごみの1人1日排出量は、減少傾向を示しており、平成22年度では563.5g/人・日となり、京都府（京都市除く）平均579g/人・日[H21（集団回収除く）]と比べると、若干少なくなっています。

(4) 事業系一般廃棄物の処理実態

直接搬入ごみは、ほぼ横ばい傾向を示しており、平成12年度は15.9t/日、平成17年度は16.8t/日、平成22年度は15.9t/日となっています。

(5) 資源ごみの回収状況

資源ごみの回収状況と全国の回収状況を比較すると以下のとおりです。ペットボトル、古紙類が全国平均と比較して収集原単位が少なくなっています。

— 資源ごみの回収状況（全国との比較）（平成 20 年度） —

	全国の状況（H20 年度）				長岡京市の実績（H20 年度）	
	分別収集量（t）	対象人口（万人）	収集原単位（g/人・日）	人口カバー率	市実績（t・年）	（g/人・日）
スチール缶	249,294	12,566	5.02	98.3%	—	—
アルミ缶	124,003	12,585	2.70	98.4%	—	—
缶類計	373,297	—	4.06	—	173.39	5.99
無色ガラス	327,230	12,631	7.10	98.8%	—	—
茶色ガラス	286,627	12,626	6.22	98.8%	—	—
その他ガラス	181,060	12,545	3.95	98.1%	—	—
ビン類計	794,917	—	5.76	—	507.06	17.51
紙製容器包装	83,804	4,418	5.20	34.6%	—	—
ペットボトル	283,866	12,714	12.58	99.4%	134.10	4.63
その他プラスチック類	672,065	10,178	18.09	79.6%	531.08	18.34
内白色トレイ	3,470	4,466	0.21	34.9%	5.13	0.18
紙パック	15,070	11,101	0.4	86.8%	19.83	0.68
ダンボール	553,615	11,162	13.59	87.3%	241.18	8.33
新聞・雑誌	—	—	—	—	2411.17	83.28
合計（紙類除く）	2,776,634	—	67.6	—	1,606.64	55.49

(6) アンケート調査

今回本計画に係るアンケート調査は実施していませんが、環境基本計画見直しに係るアンケート調査の中で廃棄物に関する調査内容を抜粋します。

— 市民アンケート調査 —

（市民：有効回答者数 952 人）

	やるつもりはない	やりたいが、やっていない	以前はやっていました	時々やっている	やっている	無回答
過剰包装の商品購入は避け、エコバッグを持ち歩く	17 (1.8%)	70 (7.4%)	11 (1.2%)	320 (33.6%)	521 (54.7%)	13 (1.4%)
リサイクル製品・詰替え使用可能な製品等を優先して購入・利用する	16 (1.7%)	71 (7.1%)	12 (1.3%)	332 (34.9%)	505 (53.0%)	16 (1.7%)
カン・ビンやトレイ、紙パック、廃食用油などをリサイクル回収に出す	9 (0.9%)	28 (2.9%)	11 (1.2%)	124 (13.0%)	766 (80.5%)	14 (1.5%)
新聞紙・雑誌などを古紙回収に出す	11 (1.2%)	29 (3.0%)	33 (3.5%)	79 (8.3%)	789 (82.9%)	11 (1.2%)
不要家具・家電品などをリサイクル業者に出す	22 (2.3%)	137 (14.4%)	36 (3.8%)	230 (24.2%)	497 (52.2%)	30 (3.2%)
コンポスト等で生ごみを堆肥化する	285 (29.9%)	526 (55.3%)	37 (3.9%)	38 (4.0%)	46 (4.8%)	20 (2.1%)

マイバッグ持参率は「時々やっている」も含めると9割弱が実践しています。また、「リサイクル製品や詰替え製品の購入や古紙等をリサイクル業者に出す」も高い割合を示しており、市民の発生抑制の意識や再資源化に対する意識の高さがうかがえます。「生ごみを堆肥化にする」については、やりたいがやっていないが約半数を占めています。

これは、関心があるが堆肥化の方法がわからない、堆肥化しても堆肥の処理に困る等から躊躇している市民が多いと推測され、今後、堆肥化の方法等の広報や堆肥の処理ルートの確立が必要と思われます、

— 事業所アンケート —

(事業所：有効回答者数39か所)

	すでに実施している	現在は実施していないが、今後実施したい	今後実施するつもりはない	事業との関わりがない	無回答
ミスコピーの裏面を利用	35 (89.7%)	1 (2.6%)	2 (5.1%)		1 (2.6%)
コピー用紙や封筒への再生紙の利用	36 (92.3%)	2 (5.1%)			1 (2.6%)
社内便などへの使用済み封筒の再利用	38 (97.4%)				1 (2.6%)
詰替え可能な製品の利用 勧奨や、使い捨て製品の 使用や購入	30 (76.9%)	3 (7.7%)	1 (2.6%)	1 (2.6%)	4 (10.3%)
製品の修理による長期 使用	34 (87.2%)	2 (5.1%)		1 (2.6%)	2 (5.1%)
エコマーク製品の優先 的な購入	22 (56.4%)	12 (30.8%)			5 (12.8%)
紙(段ボールやOA用紙等)の 分別収集・再資源化	34 (87.2%)	3 (7.7%)			2 (5.1%)
カン・ビン等の分別収集・ 再資源化	34 (87.2%)	2 (5.1%)	1 (2.6%)		2 (5.1%)

すべての項目において「すでに実施している」が高率を占めているが、今後、まだ実施していない事業所に対し、資源の有効利用、再資源化に向けた取り組みを早期に実施するよう広報等で啓発していく必要があります。

(7) 施設の状況

a. ごみ処理施設

平成7年4月稼働の1・2号炉は平成22年～23年度に「ごみ処理施設長寿化第Ⅰ期工事」を行い、作業環境、作業効率などを大幅に改善しました。また、3号炉では熱回収(発電)が可能であることから、処理は3号炉を中心に運転しています。

— ごみ処理施設の状況 —

	概 要
平成22年度処理量	38,665 t
平成22年度稼働日数	1号炉：168日 2号炉：110日 3号炉：304日
平成22年度稼働日当り処理量	1号炉：62 t/日 2号炉：65 t/日 3号炉：69 t/日

b.リサイクルプラザ

粗大ごみ及び資源ごみのうち、カン類、ビン類については設備の処理能力に問題はありません。ペットボトルの処理設備については、既存設備では処理能力を上回る搬入があるため、平成23年4月にプラプラザに処理能力の大きいペットボトル処理施設を新設し、供用開始しています。

— リサイクルプラザの状況 —

	概 要	
	粗大ごみ処理設備	資源ごみ処理施設
平成22年度処理量	2,234 t 粗大ごみ : 1,063 t その他不燃物 : 1,171 t	カン類 : 383 t ビン類 : 971 t ペットボトル : 245 t
平成22年度稼働日数	240日	
平成22年度稼働日当り処理量	粗大ごみ+その他不燃物 9,309 kg	カン類処理設備 : 1,596 kg ビン類処理設備 : 4,046 kg ペットボトル処理設備 : 1,021 kg

c.プラプラザ

プラプラザは、比較的新しい施設で、老朽化も見られず能力面でも問題なく稼働しています。

— プラプラザの状況 —

	概 要
平成22年度処理量	754 t
平成22年度稼働日数	228日
平成22年度稼働日当り処理量	3,310 kg

d.最終処分場

最終処分は勝竜寺埋立地での処分と大阪湾広域臨海環境整備センターへの処分委託により行っています。平成19年度より焼却残渣のほぼ全量を大阪湾広域臨海環境整備センターへ搬入していますが、勝竜寺埋立地の残余容量については逼迫した状況に変わりはありません。

— 最終処分場の状況（勝竜寺埋立地） —

項 目	内 容
埋立容量（覆土含む）	322,992.7 m ³
残余容量	71,929.0 m ³
埋立開始年	1981年

2) 当初計画の減量化・資源化目標の達成状況

(1) 達成状況

a.減量化目標

家庭系ごみについては、平成22年度の1人1日当たり排出量は563gで、基準年度の平成17年度に対して約13%減であり、平成33年度目標値をすでに達成しています。

事業系ごみについては、平成22年度の1日当たり搬入量は15.9tで、基準年度の平成17年度に対して6%減の状況です。

b.資源化目標

資源化目標は、平成22年度は15.4%であり、基準年度の平成17年度の16.5%を下回る結果となっています。

3) 課題

(1) 排出抑制

a.ごみ量の削減

家庭系ごみは、平成22年度で当初の削減目標値を達成していますが、今後安定的にさらに減量を進めていくため「ごみ減量のしおり」の内容を充実し、市民により解りやすい情報の提供を図るとともに、以下の事項を重点的に検討することが必要です。

- ごみ袋を透明化する等ごみの見える化の検討
- 資源ごみ（古紙・古繊維等）集団回収のPRの推進
- 生ごみ分別リサイクルシステムの検討

アンケート結果からは、詰替え商品の購入・マイバッグ持参率が「やっている」「時々やっている」で約89%を占め、市民の発生抑制の意識の高まりが見受けられます。しかし、新聞雑誌を古紙回収に出すも「やっている」「時々やっている」を合わせると約93%と高率を示していますが、メディアの多様化の一因もあると考えられますが、回収量は年々減少していることから雑古紙等の回収についての啓発がさらに必要と思われます。

事業系ごみは、微増微減を繰り返しながら平成22年度では基準年度（H17年度）の6%削減です。今後目標値を達成するために下記の課題を重点的に検討することが必要です。

- 小規模事業所の資源ごみ（古紙等）の分別システムの構築
- 生ごみリサイクルシステムの構築
- ごみの見える化の推進
- ごみ減量推進店の見直しを行う

また、本市組成分析の結果から、特に紙類・木類の内容の分析を今後行い、発生抑制、適正分別に向けた検討を行っていく必要があります。

b. 環境教育の充実

ごみの減量・適正排出を習慣づけるには、幼児期からの環境学習を継続的に行うことが必要です。また、自治会等へ働きかけて出前講座の実施など地域へ浸透させて行くことも必要です。

c. 有料化の検討

国の基本方針でも市町村の役割として経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制・再生利用の推進・負担の公平化の推進がうたわれています。

今後は、有料化のメリット、デメリットを勘案し、市民の合意形成を踏まえた有料化の検討が必要です。

(2) 収集運搬

a. 資源ごみの収集体制の検討

小型家電の回収、容器包装プラスチック類の範囲拡大等動向を踏まえ、必要に応じ体制整備の検討に努めることが求められます。

b. 分別区分の調整

市民の負担軽減等を考慮しながら、乙訓環境衛生組合の処理施設にあった分別区分にすることの検討が求められています。

c. 福祉収集体制の検討

高齢者、障がい者の方々の中には、指定日にごみをステーションまで運べない方もおられます。そのような方々のため、個別収集等の実施の検討が求められています。

(3) 中間処理

a. 民間施設の活用

古紙等資源ごみ・食品残渣等資源化可能な一般廃棄物について、焼却から再資源化への変換が求められています。

(4) 最終処分

大阪湾広域臨海環境整備センターへの処分委託の次期計画は未定ですが、現計画が延長され、受入期間は平成39年度まで継続して可能となりました。しかし、第2期計画の受入総量の変更はないため、平成24年度以降5年単位で受入量が減少し、残量は勝竜寺埋立地への搬入となります。現在のところ、見込みでは約20年で勝竜寺埋立地は終了となります。今後、最終処分量の更なる削減方法、用地選定等将来的な最終処分地の確保に向けた検討が必要となります。

第5章 ごみ処理の基本方針

1) 基本方針

本計画は、以下の基本方針に基づいて、一般廃棄物の適正な処理を推進します。

- ◆ 市民、事業者、市が一体となってごみを出さない社会への転換
市民、事業者がそれぞれ高い意識を持ち、ごみとなるものをつくらない、ごみを出さない社会を目指します。市は、必要な啓発、情報提供を継続的に行っていくとともに、市民や事業者が実施するごみの排出抑制、再生利用等をサポートしていきます。
- ◆ ごみの中から資源ごみを生み出し環境にやさしいまちづくり
市民、事業者はごみとして出す前に資源の分別を行い、市は、資源回収の継続、啓発を図るとともに、地域の集団回収の実績を把握し、ごみ処理のコストや処理方法に関する情報提供等に努め、循環型社会をつくれます。
- ◆ ルールとマナーがつくる美しく快適なまちづくり
市は実際に有効に機能するしくみやルールを作成するとともに、市民や事業者への周知徹底に努め、市民や事業者は身近なごみ出しルールやマナーの遵守などに努めることにより、ごみ出しのマナー違反や不法投棄等の不適切な処理を防止し、循環型社会をつくるとともに美しいまちづくりを目指していきます。
- ◆ 将来の環境を考えた環境負荷の少ない適正な処理
ごみ処理においては、環境負荷を考えた適正な処理を行うほか、エネルギーの利用にも積極的に取り組み、将来の環境保全につなげていきます。また、ごみ処理におけるコストを明らかにし効率的な処理に努めます。

2) 数値目標

(1) 減量化目標

家庭から排出される「収集ごみ」の一人一日当たりの排出原単位、事業者から排出される「直接搬入ごみ」の一日当たりの排出量について目標設定値の見直しを行い、平成17年度実績よりそれぞれ約20%の削減を図ります。

— 減量化目標 —

	平成17年度	平成22年度	平成33年度	減量化目標	
一人一日当り 収集ごみ量	653.7g/人・日	563.5g/人・日	524.3g/人・日	129.4g/人・日	20%
一日当り搬入 ごみ量	16.9t/日	15.9t/日	13.7t/日	3.2t/日	20%

(2) 再資源化目標

家庭から排出される資源ごみの回収量を組成分析を基に見直しを行い、一人一日当たりの資源回収量原単位を平成17年度実績より約12%増加させるとともに、将来再生利用量を約17%増加させることとし、約5%の再生利用効率向上を図ります。

— 再資源化目標 —

	平成17年度	平成22年度	平成33年度	再資源化目標	
一人一日当り 資源回収量	約155g/人・日	約131g/人・日	175g/人・日	20g/人・日	12%増
再生利用量	4,601t/年	3,809t/年	5,375t/年	774t/年	17%増
再生利用率	約16%	約15%	約21%	—	5%増

(3) 最終処分量削減目標

最終処分量の削減目標は、上記減量化目標と再資源化目標を達成することにより、平成17年度実績より約18%の削減を図ります。

— 最終処分量削減目標 —

	平成17年度	平成22年度	平成33年度	最終処分量削減目標	
最終処分量	3,820t/年	3,491t/年	3,123/年	697t/年	18%減

(4) 具体的な取り組み例とその効果

a. 収集ごみ

市民が取り組むべき具体的な取り組み例とその効果を、下記に示します。
 なお、それぞれの減量効果を100%とした場合の量を試算し、目標達成に必要な実施率を算出します。

平成22年度実績（563.5 g/人・日）から今後10年間で達成するには、これらの取り組みのうち19.2%の実施率で、減量目標が達成可能となります。

— 収集ごみの減量化量 —

（単位：g/人・日）

取り組み例		H22発生量	減量化目標 ①	減量効果 実施率 100%時 ②	実施率 (%) ①/②×100
可燃ごみ	ア. 食品ロス削減	481	39.2	41	19.2
	イ. 生ごみの水切り			10	
	ウ. 紙袋・包装紙を断る			54	
	エ. 衣類の長期利用			29	
	オ. 詰替え製品の利用促進			65	
その他	金属製品、小型家電製品等の長期利用	26	39.2	4.3	19.2
粗大ごみ	家具、電化製品、自転車等の長期利用	7		1.2	
合計		514		204.5	

※実施率の数値は、各種統計21年度版を使用

【算定根拠】

①収集ごみ

ア. 食品ロスの削減による効果

食品ロス（食べ残し、直接破棄、賞味期限切れ等、可食部分にも関わらず調理の過程で骨や皮等の不可触部分に付随して除去されたもの）の削減は、ごみとなる前にごみとなるものの自体を減らす発生抑制につながります。生ごみの食品ロス量が統計調査（農林水産省世帯調査）のデータで得られています。（平成21年度調査食品ロス量：各年齢平均値41.0 g/人・日）これら、食品ロス量から、食べ残し、余分に買わない、作らない等の発生抑制をすることで、最低現状維持として考えて41.0 g/人・日の排出抑制が図られます。

イ. 生ごみの水切りによる効果

水切りネットの生ごみを絞ると約10%の減量ができるといわれています。可燃ごみにおける厨芥類の割合は約20%（H23：湿り）です。これを水切りにより10%の減量を目指す、10 g/人・日の排出抑制が図られます。

ウ. 紙製容器包装を断ることによる効果

紙製容器包装の消費量は、各種統計データから推算すれば下記に示すとおり54 g/人・日となります。これらの紙製容器包装について、マイバッグ持参に努め、紙袋使用に削減を図ります。また、過剰包装の自粛や、簡易包装に努め、包装紙の適正化を図ります。

— 紙製容器包装の消費量 —

項目	単位	数値	備考
①人口	千人	128,057	国勢調査（H22）
②包装用紙出荷量	千t	891	資料：日本製紙連合会（H21）
③紙器用板紙出荷量	千t	1,622	資料：日本製紙連合会（H21）
④紙製容器包装出荷量	千t	2,513	=②+③
⑤1人1日紙製容器包装消費量	g/人・日	54	=④×10 ⁶ ÷①÷365日

エ. 衣類の長期使用による効果

可燃ごみに混入する繊維類を、可燃ごみ量の6%とすれば、以下に示す試算より29g/人・日となります。これらの繊維類については、フリーマーケットやバザーの利用により、使わなくなった衣類の販売や、知人への譲渡、タオル等を雑巾にするなどのリフォームの取組みを推進します。

[算定根拠]

$$480 \text{ g/人・日 (H22 可燃ごみ量 (実績) } \times 6 \% \div 29 \text{ g/人・日}$$

オ. 詰め替え製品の利用及びレジ袋を断ることによる効果

その他プラスチック製容器包装の消費量を、各種統計データから推算すれば、下記に示すとおり65g/人・日となります。これらのその他プラスチック製容器包装について、シャンプー等のプラスチックボトルは詰め替え製品を利用します。また、マイバッグ持参に努め、レジ袋使用の削減を行い、容器包装の適正化を図ります。

— プラスチック製容器包装の消費量 —

項目	単位	数値	備考
①人口	千人	128,057	国勢調査（H22）
②プラスチック製容器包装出荷数量	千t	3,644	資料：日本包装技術協議会（H21）
③ペットボトル生産量	千t	594	資料：PETボトルリサイクル推進協議会（H21）
④その他プラスチック製容器包装出荷量	千t	3,050	=②-③
⑤1人1日その他プラスチック製容器包装出荷量	g/人・日	65	=④×10 ⁶ ÷①÷365日

②収集その他不燃物

金属製品、小型家電等を手入れや修理等により、長期利用します。

その他不燃物は、金属製品、小型家電等であり、これを手入れや修理等により、廃棄する期間を1.2倍延長した場合、0.8（=1/1.2）ずつ廃棄することとなります。これにより4.3g/人・日（=26g/人・日 [H22 粗大ごみ発生量実績×0.2/1.2]）の排出抑制が図れます。

③収集粗大ごみ

家具類、電化製品、自転車等を手入れや修理等により、長期利用する。

粗大ごみ、家具、電化製品、自転車等であり、これを手入れや修理等により、廃棄す

る期間を 1.2 倍延長した場合、0.8 (=1/1.2) ずつ廃棄することとなります。これにより、1.2 g/人・日 (=7 g/人・日 [H22 粗大ごみ発生量実績×0.2/1.2]) の発生抑制が図られます。

b.直接搬入ごみ

適正な処理手数料の徴収や、一般廃棄物を多量に排出する事業者に対し、一般廃棄物も減量に関する計画の作成を求めるなど、ごみの減量化に努め、3.2 t/日の排出抑制を図ります。これは事業所数 2,800 事業所 [H18：事業所企業統計] とすると、1,142 g/事業所・日の排出抑制となります。組成分析の結果から、飲食店係では資源化可能紙類が約 440 g/日、オフィス系では約 800 g/日資源化可能紙類が排出されていると推測され、古紙等のリサイクルシステムを構築することにより大きな減量効果が見込まれます。

参考：減量化による温室効果ガス削減効果

上記減量目標を達成すると、本市から排出され焼却処理されるごみの量は、平成 17 年度においては 22,847 t/年であったものが、目標年次（平成 33 年度）には 17,987 t/年となり、現状から約 21%削減となります。「温室効果ガス排出量算定に関する検討結果」（環境省 温室効果ガス排出量算定方法検討会 H18.8）による算定方法を基に本市の一般廃棄物焼却による温室効果ガス発生量を算定すると、平成 17 年度の約 9,064 t であったものが平成 33 年度に約 7,104 t となりごみ減量に合わせ温室効果ガスも約 22%削減されます。

市民一人当たりの温室効果ガス削減量を求めると約 25 kg/人の削減であり、京都府全体の温室効果ガス排出量が 4,701 kg/人であることから、ごみ減量目標達成により温室効果ガス削減量に 0.53%寄与することとなります。

また、温室効果ガス削減量を CO₂ に換算すると削減量は 2,051 t となる。杉の木 1 本あたり 1 年間の CO₂ 吸収量は約 14 kg といわれており、これにより温室効果ガス削減効果は杉の木約 146,000 本による CO₂ 吸収量に相当します。

温室効果ガス	平成 17 年度 (t)	平成 33 年度 (t)	削減量	
			(t)	H17 人口一人 当たり (kg)
二酸化炭素 (CO ₂)	9,063	7,103	1,960	25.04
メタン (CH ₄)	0.180	0.141	0.039	0.0005
一酸化二窒素 (N ₂ O)	1.311	1.021	0.290	0.0037
温室効果ガス 排出量	9,064	7,104	1,960	25.04
温室効果ガス 排出量 CO ₂ 換算	9,473	7,422	2,051	26.20

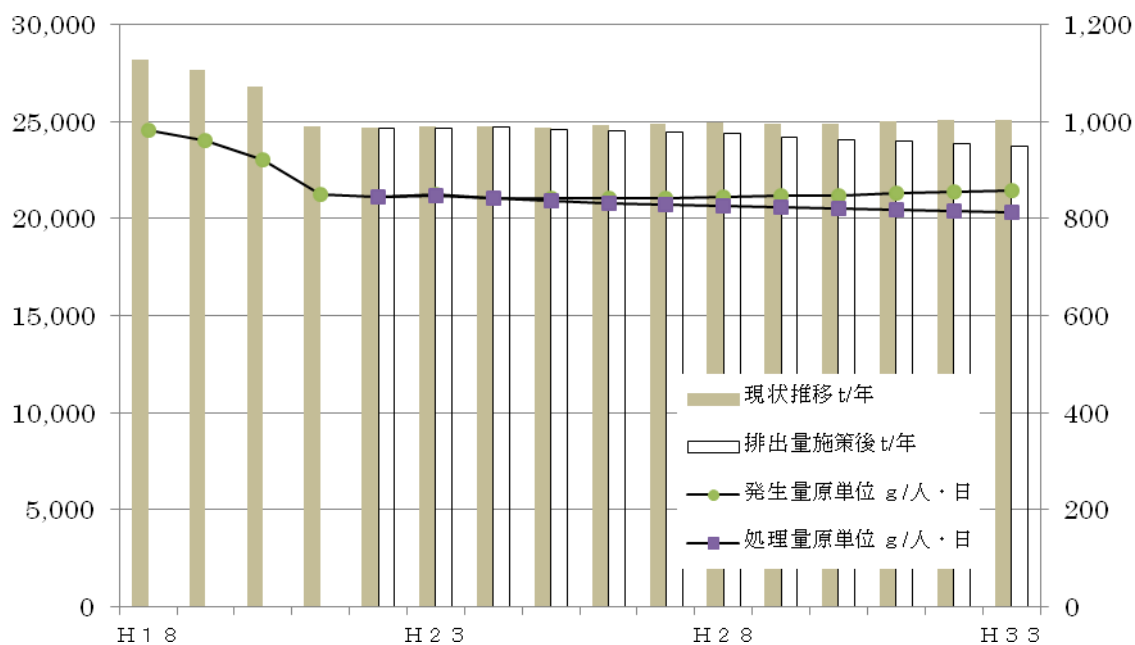
※「環境省 温室効果ガス排出量算定方法検討会」に基づき算定。

CH₄、N₂O の CO₂ 換算は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第 4 条により、CH₄×係数 21、N₂O×係数 310 として算定

3) 排出量施策後の処理量の見込み

排出量施策後のごみ処理量の見込みは、下記に示すとおりです。平成33年度に812g/人・日（年間23,726t/年）となり、ごみ発生量の見込み（現状推移）に対し、45g/人・日（年間1,324t/年）の減量を図ることができます。

— 現状推移及び排出量施策後の見込み —



— 発生量の現状推移と排出量の施策後の見込み —

年度			H 1 7	H 2 2	H 2 3	H 2 5	H 2 8	H 3 1	H 3 3
人口		人	78,282	79,967	79,873	80,467	80,680	80,320	80,080
発生量の現状推移	収集ごみ	t/年	18,678	16,447	16,644	16,795	16,971	16,905	16,913
	直接ごみ	t/年	6,153	5,786	5,750	5,824	5,953	6,129	6,208
	集団回収	t/年	3,027	2,372	2,314	2,021	1,968	1,917	1,865
	拠点回収	t/年	48	59	56	58	61	63	64
	計	t/年	27,906	24,664	24,764	24,698	24,952	25,014	25,050
	原単位	g/人・日	977	845	849	841	847	853	857
排出量の施策後	収集ごみ	t/年	18,678	16,447	16,321	16,228	15,997	15,572	15,323
	直接ごみ	t/年	6,153	5,786	5,723	5,569	5,347	5,131	4,993
	集団回収	t/年	3,027	2,373	2,528	2,689	2,925	3,162	3,312
	拠点回収	t/年	48	59	92	93	96	98	98
	計	t/年	27,858	24,665	24,664	24,579	24,365	23,963	23,726
	原単位	g/人・日	977	845	846	837	827	817	812

(1) 資源化目標

現状でごみと排出されている資源の回収率を向上させることにより、ごみの減量を図ります。資源ごみ（拠点回収・集団回収含む）の将来再生利用量は、以下のとおり設定します。

— 収集ごみにおける再生利用量の目標 — (単位：g/人・日)

	平成 22 年度	平成 33 年度		目標の考え方
	実 績	発生量 (現状推移)	目標 (処理量)	
カン類	6.96	3.34	7.00	カン類の消費量は年々減少しており、平成 22 年度には 21.0 g/人・日となっています。組成分析の結果からも、混入率は低く現状推移とします・
ビン類	17.73	9.40	18.00	ビン類の生産量は年々減少しており、平成 22 年度には 28.6 g/人・日となっています。将来の回収目標は、実績値（平成 22 年度）及び平成 33 年度発生量においても、現状の全国値を満たしていることから、現状推移とします。
新聞	54.25	44.13	72.00	新聞に消費量は横ばいから減少傾向にあり、平成 22 年度には 93.8g/人・日となっています。組成分析結果から、資源化可能紙類が約 21%の割合を占めており、適正分別、集団回収の推進により、再生利用量の増加を図ります。
雑誌	18.61	11.08	24.00	雑誌の消費量は年々増加しており、平成 22 年度には 49.16g/人・日となっています。組成分析結果から、資源化可能紙類が約 21%の割合を占めており、適正分別、集団回収の推進により、再生利用量の増加を図ります。
ダンボール	8.35	8.55	12.00	ダンボールの生産量は年々増加しており、平成 22 年度には 169.08g/人・日となっています。組成分析結果から、資源化可能紙類が約 21%の割合を占めており、適正分別、集団回収の推進により、再生利用量の増加を図ります。
紙パック	0.78	1.16	1.16	将来の回収目標は、実績値（平成 22 年度）及び平成 33 年度発生量においても、現状の全国値を満たしているが、回収拠点の増を図り、回収量の増加を目指します。
その他紙類	0.05	0.03	0.20	集団回収のみの実施であり、現状維持とします。組成分析結果から、資源化可能紙類が大きな割合を占めており、適正分別、集団回収の推進により、再生利用量の増加を図ります。
古繊維	0.00	2.71	3.76	平成 23 年度より資源ごみ回収に古繊維を追加し、再資源化を図っていきます
ペットボトル	4.66	7.48	7.17	飲料容器がカン類・ビン類からペットボトルへと移り変わっている状況であり、ペットボトルの生産量は年々増加しています。将来の回収目標は、実績値（平成 22 年度）及び平成 33 年度発生量においても、現状の全国値を満たしていることから、現状推移とします。
その他プラスチック類	17.95	30.14	30.14	プラスチック製容器包装の出荷数量は年々増加しており、平成 22 年度には 84.7g/人・日となっています。将来の回収目標は、実績値（平成 22 年度）及び平成 33 年度発生量においても、現状の全国値を満たしていることから、現状推移とします。

— 容器包装の生産量、消費量 —

		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
人 口	千人	127,619	127,627	127,757	127,770	127,771	127,692	127,510	128,057
ガラスビンの生産量	千 t	1,561	1,554	1,501	1,472	1,433	1,387	1,330	1,337
原単位	g/人・日	33.5	33.4	32.2	31.6	30.7	29.8	28.6	28.6
スチール罐の消費重量	千 t	911	908	868	832	834	772	699	684
アルミ罐の消費重量	千 t	297	303	302	299	301	299	293	296
計	千 t	1,208	1,211	1,170	1,131	1,135	1,071	992	980
原単位	g/人・日	25.9	26.0	25.1	24.3	24.3	23.0	21.3	21.0
ペットボトルの生産量	千 t	437	514	533	543	573	571	564	595
原単位	g/人・日	9.4	11.0	11.4	11.6	12.3	12.3	12.1	12.7
プラスチック製品の出荷数量	千 t	3,797	4,004	3,951	3,998	4,105	3,835	3,665	3,645
原単位	g/人・日	81.5	86.0	84.7	85.7	88.0	82.3	78.7	78.0
新聞の消費量	千 t	4,481	4,682	4,634	4,768	5,077	4,948	4,464	4,386
雑誌の消費量	千 t	2,665	2,707	2,665	2,657	2,553	2,559	2,329	2,298
段ボールの消費量	千 t	8,277	8,349	8,400	8,452	8,595	8,479	7,341	7,903
計	千 t	15,423	15,738	15,699	15,877	16,225	15,986	14,134	14,587

※資料 人口：総務省統計局 ・ ガラスビン生産量：ガラスビンリサイクル促進協議会
スチール罐：スチール缶リサイクル協会 ・ アルミ罐：アルミ缶リサイクル協会
ペットボトル：PET ボトルリサイクル推進協議会 ・ 古紙：(財)古紙再生センター
プラスチック製品：(社)日本包装協会

— 容器包装収集量（平成21年度） —

	分別収集量 (t)	分別収集対 象	原単位 (g/人・日)
無色のガラス製容器	328,402	12,857	7.00
茶色のガラス製容器	283,575	12,851	6.05
その他の色のガラス製容器	188,797	12,578	4.11
紙製容器包装	88,856	4,899	4.97
ペットボトル	287,340	12,724	6.19
プラスチック製容器包装	688,436	10,356	18.21
白色トレイ	3,368	4,299	0.21
スチール罐	245,149	12,560	5.35
アルミ罐	132,900	12,555	2.90
段ボール	597,751	11,685	14.02

※資料「平成22年度容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について」

4) 将来の分別区分

(1) 分別区分

収集ごみの分別区分は、今後の社会情勢の変化等により、必要が生じた場合には、処理体制との整合性を図りながら、本市にあった分別区分の変更も検討していきます。

— 将来の分別区分 —

区 分		品 目
収集 ごみ (分別)	家庭ごみ(可燃)	生ごみ、燃えるごみ
	空きカン	アルミカン
		スチールカン
	スプレーカン・カセットボンベ	
	空きビン	無色
		茶色
		他の色
	ペットボトル	
	その他不燃物	金属類、陶磁器類、ガラス類
	その他プラスチック	レジ袋、ボトル類、カップ・パック類、トレイ類、ポリ袋、ラップ類、容器包装用発泡スチロー
	廃蛍光灯	
	廃筒型乾電池	
	粗大(大型)ごみ	再利用できない家具類・電化製品(家電5品目を除く)
	側溝清掃汚泥(ドロ回収)	
収集できないごみ		処理困難物(タイヤ、バッテリー、消火器、農機具、ピアノなど、薬品類(劇薬、毒物等)、植木の刈り込み等、新聞・雑誌・ダンボール、事業系一般廃棄物、オートバイ)
メーカーによるリサイクル		エアコン・テレビ・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機・衣服乾燥機・パソコン

(2) 排出方法

排出方法については、現在、可燃ごみは袋での排出としていますが、分別の徹底、ごみの減量化、資源化を推進するため、袋の指定など排出方法の変更についても検討していきます。

5) 適正処理に係る基本事項

(1) 収集運搬計画

収集運搬は、以下のとおり実施するものとします。

a. 収集運搬の主体

収集対象地域は計画収集区域全体であり、家庭から排出されるごみを対象とし、市が収集します。事業系ごみについては、事業者の責任において行うものとします。

b. 収集運搬方法

① 収集運搬体制

収集運搬体制は、現状で適正に実施されており、当面は原則現状通りとします。社会情勢、収集効率、コスト等を考慮し、必要が生じた場合には改善も検討していきます。

②収集頻度

収集頻度は、下記に示すように、当面は原則現状どおりとします。ただし、資源ごみの区分の拡大、家庭内での貯留可能容量等を考慮しながら、必要に応じて見直しを検討していきます。

— 収 集 頻 度 —

可燃ごみ		資源ごみ・有害ごみ			粗大ごみ	側溝清掃汚泥
週 2 回	祝日も収集	月 2 回	資源ごみ・有害ごみ (その他プラスチック類を除く)	祝祭日は収集しない	随時	毎週月曜日 (祝日は除く)
		月 4 回	その他プラスチック類			

③収集方式

収集方式については、下記の表のとおりとします。ステーションの設置個所は、基本的に現状どおりとしますが、設置に際しては、地域住民の意見を取り入れて決定しているものであるため、要望に応じて検討していくものとします。

収集ステーションについては区域外の住民等によるごみ出しや資源の抜き取りなどのマナー違反の問題に対して、定期巡回や看板等の設置による呼びかけにより改善に努めていきます。

—将来の収集方式—

可燃ごみ		資源ごみ・有害ごみ		粗大ごみ		側溝清掃汚泥	
ステーション方式	委託	ステーション方式	直営委託	個別有料 予約収集	直営委託	個別収集	直営
一時多量ごみ	直営						

④収集容器

カン類、ビン類についてはコンテナでの回収を実施しており、これを継続するものとします。

⑤収集車両

現状の車両収集が最も適していると考えられることから、今後も車両収集を継続するものとします。

⑥その他の収集運搬

・事業系ごみの収集運搬

事業者自ら組合へ搬入するか、許可業者によるものとします。なお、組合との協力体制の中で、処理不適物混入の防止を図るものとします。

c.収集運搬量

収集運搬量は以下のとおりです

— 収集運搬量 —

(単位：t/年)

年度	H17	H22	H23	H25	H28	H31	H33
可燃ごみ	16,215	14,037	13,705	13,592	13,272	12,824	12,570
ペットボトル	118	136	162	191	171	199	226
その他プラスチック	486	524	668	670	807	872	879
その他不燃物	771	752	712	686	635	548	503
カン類	197	203	204	206	209	212	215
ビン類	577	518	525	541	564	586	602
有害ごみ	34	29	33	33	33	33	33
粗大ごみ	221	193	262	262	262	258	255
側溝清掃汚泥	58	55	50	47	44	41	40
計	18,677	16,447	16,321	16,228	15,997	15,573	15,323

d.一般廃棄物許可業者

本市の一般廃棄物収集運搬許可業者は5社ですが、市内の事業所数、廃棄物処理量等を鑑み、当面現状維持とする。なお、許可業者に廃業があった場合、その収集運搬量等を考慮しながら検討を行う。

(2) 中間処理計画

中間処理は、乙訓環境衛生組合一般廃棄物処理基本計画を踏まえ実施するものとします。

a.中間処理対象ごみ及び処理方法

①ごみ種別処理方法

中間処理は、分別収集で分別した資源や、不燃物中の金属等をそれぞれ再資源化するとともに、それ以外のものについては、熱回収を実施しながら進めるものとします。

中間処理を行うごみ区分及び処理方法は、以下に示すとおりです。なお、現体制で処理できない一般廃棄物については、民間施設の活用等府内全体で連携体制の整備を検討しながら取り組んでいくものとします。

また、公共資源ごみ（市施設等）は、事業所における分別収集のモデルケースとして乙訓環境衛生組合と調整を図りながら、取り組みます。

— ごみ分別区分及び処理方法 —

ごみ区分	処理施設	処理方法
可燃ごみ 選別後可燃物	ごみ処理施設	焼却処理
その他不燃物 粗大ごみ	リサイクルプラザ (粗大ごみ処理施設)	破碎処理後、可燃物、不燃物、資源物に分類する
カン類	リサイクルプラザ (資源ごみ処理設備)	スチールとアルミに分別する
ビン類	リサイクルプラザ (資源ごみ処理設備)	無色・茶色・緑色・その他に分別する
ペットボトル	プラプラザ (ペットボトル減容設備)	圧縮・梱包
その他プラスチック類	プラプラザ (その他プラスチック類容器包装廃棄物圧縮梱包設備)	圧縮・梱包
有害ごみ	勝竜寺埋立地隣接地	一時保管し、委託処理

②運転管理体制

運転管理は、現状どおり、組合が主体となり行うものとします。

③中間処理の基本方針

現在の処理状況から、ごみ処理施設の処理能力には余裕はなく、リサイクルプラザの資源ごみ処理設備では、能力的な余裕がある状態です。ペットボトル処理施設は、既存の施設を廃止し、平成２３年４月にプラプラザに新設供用開始し、処理能力の向上に努めています。今後ごみの中の資源回収拡大を推進し、ごみ処理施設の負荷軽減を図るものとします。

○ごみ処理施設

現有のごみ処理施設は、１・２号炉が稼働後１６年を経過し、「ごみ処理施設長寿命化計画」に基づき、平成２２年度から平成２３年度にかけ「ごみ処理施設長寿命化第Ⅰ期工事」を行い、焼却炉の延命対策を行いました。平成２６年度以降に「ごみ処理施設長寿命化第Ⅱ期工事」を実施する予定としています。

今後は、ストックマネジメントを推進しながら、施設更新によって新たに設備を整備する場合は、生ごみのバイオマス化等新たな処理方式についても検討していきます。

○リサイクルプラザ（粗大ごみ・資源ごみ処理設備）

リサイクルプラザは、比較的新しい施設ですが、施設全体については本計画（平成２５年度以降）に、耐用年数を迎えるため、ストックマネジメントを推進しながら、施設更新によって新たに設備を整備する場合は、組合及び関係市町と調整を図りながら、法制度の改変にも配慮することとします。

○プラプラザ（その他プラスチック類容器包装廃棄物圧縮梱包設備・ペットボトル減容設備）

プラプラザ（その他プラスチック類容器包装廃棄物圧縮梱包設備）は、平成１３年度供用開始で比較的新しい施設ですが、本計画末期には、施設の状況を判断

しつつ、ストックマネジメントを推進していきます。

※【ストックマネジメント】

既存の建物を有効に活用し、長寿命化を図り、廃棄物処理施設の生涯費用の低減を図るための管理手法

b.中間処理

施設毎の処理量は以下のとおりです。

— ごみ処理施設の処理量 —

(単位：t/年)

年度		H17	H22	H23	H25	H28	H31	H33
焼却 処理 量	可燃ごみ	21,984	19,405	18,987	18,760	18,219	17,554	17,162
	選別後可燃物	862	1,117	881	848	838	826	826
	計	22,846	20,522	19,868	19,608	19,057	18,380	17,988
焼却残渣量		3,404	3,200	3,079	3,039	2,953	2,849	2,788

— リサイクルプラザの処理量 —

年度		H17	H22	H23	H25	H28	H31	H33
総 中 間 処 理 量	粗大ごみ	562	589	652	612	612	608	605
	其他不燃物	805	766	751	725	674	587	542
	カン類	202	204	209	211	214	217	220
	ビン類	579	519	528	544	567	589	605
	ペットボトル	119	138	164	193	173	201	228
	計	2,267	2,216	2,304	2,285	2,240	2,202	2,200
再 生 原 材 料 等	スチール缶	111	90	118	120	121	123	125
	アルミ缶	89	76	76	77	78	78	80
	カ レ ッ ト	白色	269	237	239	246	256	274
		茶色	134	121	120	123	128	137
		緑色	33	33	37	38	40	42
		混合	58	59	64	66	69	73
	計	494	450	460	473	493	513	526
	ペットボトル	113	128	151	178	159	185	210
	破碎鉄	299	192	307	293	282	262	251
	破碎アルミ	9	9	11	10	9	9	8
	選別後可燃物	787	1,024	778	745	715	693	692
	選別後不燃物	349	235	391	377	370	326	295
	処理困難物	16	13	12	12	13	13	13
	計	2,267	2,217	2,304	2,285	2,240	2,202	2,200

— プラプラザの処理量 —

年度		H17	H22	H23	H25	H28	H31	H33
処理量	其他プラスチック類	486	524	670	670	807	872	879
材 再 生 等 原	其他プラスチック類	411	434	567	567	684	739	745
	選別後可燃物	75	92	103	103	123	133	134

(3) 最終処分計画

a.最終処分の対象ごみ

最終処分の対象は、中間処理等を経て、最終的に残ったごみであり、資源化等による再生利用が困難なものとしします。具体的には、焼却残渣及び側溝清掃汚泥とします。

b.処分方法

最終処分の目的は、中間処理を経て最終的に残ったごみを長期間かけ、無害化・安定化させ自然へ還元させることです。

最終処分は廃棄物の最終的な受け皿を担う重要な処理方法であり、この機能を欠如させることはできないため、長期的な展望に立った用地の確保、施設の整備が重要です。

さらに、周辺環境の保全に十分留意し、安全で安定的な処分を行うことや有効な跡地利用により、住民の信頼と理解を高められるように関係機関で協議していきます。

①管理・運営体制

現状どおり、組合が主体となって行うものとします。

②将来の最終処分の基本方針

現在、組合が所有する「勝竜寺埋立地」は、逼迫した状況にあり、延命化を図るため、平成3年度からフェニックス計画に参画しています。今後もフェニックス計画への参画を継続するとともに、最終処分量の削減に努めます。また、広域での最終処分場整備も含め、用地の確保も検討していきます。

c.最終処分量

最終処分量は、以下のとおりです。

— 最終処分量 —

(単位：t/年)

年度	H 1 7	H 2 2	H 2 3	H 2 5	H 2 8	H 3 1	H 3 3
ごみ焼却残渣	3,404	3,200	3,080	3,039	2,954	2,849	2,788
側溝清掃汚泥	58	55	50	47	44	41	40
選別後不燃物	349	235	391	377	370	326	295
し尿焼却残渣	9	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0
計	3,820	3,490	3,521	3,463	3,368	3,216	3,123
勝竜寺埋立地	2,584	290	442	424	392	1,626	1,533
大阪湾フェニックス	1,236	3,200	3,079	3,039	2,976	1,590	1,590

d.跡地利用計画

最終処分場の跡地利用は、地域の環境・緑地の保全に留意しつつ、運動公園、緑地公園、花畑、ビオトープ、多目的広場など、花と緑のあふれる市民の憩いの場として利用できる地域と融和した跡地利用を検討します。

6) 中間処理施設の整備に関する事項

(1) 短期整備事項

a. プラプラザ（ペットボトル処理施設）

既存のペットボトル処理設備は、処理能力を超える搬入が行われていたため、施設の増設が検討されていたが、プラプラザ敷地内に新たにペットボトル処理設備が新設され平成23年4月から供用開始されています。

(2) 中期整備事項

ごみ処理施設の1・2号炉は平成23年度で稼働後16年、リサイクルプラザが平成25年で稼働15年を迎えます。一般的に施設の耐用年数は15年から20年といわれており、現状では処理能力に問題はありませんが、老朽化の進度によっては改良・更新を検討します。

a. ごみ処理施設（1・2・3号炉）

現有のごみ処理施設は、1・2号炉が稼働後16年を経過し、「ごみ処理施設長寿命化計画」に基づき、平成22年度から平成23年度にかけ「ごみ処理施設長寿命化第Ⅰ期工事」を行い、焼却炉の延命対策を行いました。平成24年度から「ごみ処理施設長寿命化計画」を策定し、診断結果に基づき平成26年度以降に「ごみ処理施設長寿命化第Ⅱ期工事」を施工する予定としています。

b. リサイクルプラザ

老朽化の進度にもよりますが、施設全体の改良・更新を検討する時期を迎えると考えられます。次期整備については、その時点の法制度を踏まえ資源回収品目を組合及び関係市町村で調整しつつ検討を図るものとします。

(3) 長期整備事項

a. プラプラザ（その他プラスチック処理施設）

プラプラザは処理能力に関しても問題はなく今後の資源回収拡大にも十分対応が可能ですが、計画中には稼働15年を経過し、老朽化が進むことが考えられます。

その他プラスチック類の再資源化に関しても法制度等の影響を受けた状況の変化が考えられるため、必要に応じて組合及び関係市町間で調整しつつ、改良・更新を図るものとします。

7) 最終処分場

大阪湾フェニックスの次期計画が未定であり、勝竜寺埋立地が現在の見込みでは今後20年しか持たない逼迫した状況であるので、組合及び関係市町で早急に検討を図る必要があります。

第6章 排出抑制等に係る施策

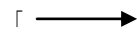
1) 排出抑制策

第5章に掲げた数値目標の達成を目指すための具体的な施策として、以下に市、市民、事業者の取組むべき方策を掲げ、その目標に向けての内容を示します。

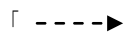
(1) 市における方策

市は、排出抑制策も含めた減量化・再資源化に関する総合的かつ計画的な施策の推進を図るものとし、以下に示すような施策について、検討、実施していくものとします。

※以下施策の実施時期を右欄（継続・短期・中期）に示します。実施時期については、継続は現状で実施している施策を継続を示し短期は5年以内（平成24年度から平成28年度）、中期は5～10年以内（平成29年度から平成33年度）、の実施を示し、表中の表示はそれぞれ下記のとおりとします。

「」：実施時期

「」：検討開始時期

「」：検討施策の検討期間及び実施予定時期

「」：重点課題

市の取り組むべき事項	達成に向けた市の施策内容	継続	短期	中期	重点
体制整備	一般廃棄物の減量化対策を実効性のあるものとするため、以下に示す体制整備を検討するものとします。				
現状の発展	○市民、事業者、市は協働、連携し、ごみ減量施策等に取り組んでいきます。				
市民・事業者・行政の協議の場の設置	○一般廃棄物処理計画懇話会を平成22年度設置				
人材の育成	○リサイクル活動を率先して行う人材の育成に向けた、環境教育の推進やリサイクル活動の紹介などの啓発に努めます。				
分別指導の徹底	○ごみの減量化・再資源化を図るため、分別指導員による指導の徹底を図ります。 ○廃棄物減量等推進員や市民団体との連携を図り、分別の向上を目指します。 ○ごみの分別の徹底を図るため、ごみの見える化の検討を行います。				
廃棄物減量等推進員活動の推進	○一般廃棄物の減量化対策等を実効性のあるものとするため、ごみの減量化・再資源化に取り組む廃棄物減量等推進員の活動を推進します。				
環境美化の推進	○「長岡京市まちをきれいにする条例」の施行にともない、環境美化推進員を配置し、市民や事業関係者に積極的にポイ捨て禁止等の意識向上を図ります。 ○環境美化推進員の活動報告を基にごみのポイ捨て等の目立つ場所では、ポスター・看板の設置等による呼びかけ強化を図ります。				

拠点回収の拡充	○資源回収の拠点として市民が日常的に利用できるような公民館等の拠点数の拡充を検討していきます。		◆	----->	
ごみ減量推進店の拡充	○過剰包装の縮減・マイバッグ推奨・資源ごみの分別・拠点回収等を実施する商店等（エコストア・エコオフィス）の推進を図ります。 ○レジ袋の削減のため、レジ袋の有料化・ポイント制等について、府と連携し検討を進めていきます。		◆	----->	○
収集運搬体制の検討	○市は、資源回収拡大など状況に応じて、継続的に適正な収集運搬が確保されるよう努めます。 ○高齢者・障がい者等で、ごみステーションまでごみを持ちだすことが困難な方々の、収集方法を検討します。		◆	----->	○
分別区分の検討	○市の収集・処分の状況、社会情勢も踏まえて、近隣市等を参考に分別区分を検討します。 ○生ごみ・木類リサイクルシステムの検討		◆	----->	○
事業系廃棄物の減量化の推進	○事業系一般廃棄物の減量・再資源化を図っていくため、民間処理施設の活用も考慮に入れながら、生ごみリサイクルシステムの構築・小規模事業所での古紙等資源ごみのリサイクルシステムの構築のための検討を図ります。		◆	----->	○
啓発、教育、指導	市民、事業者に対してごみの減量化・再資源化、さらにはごみの適切な排出の推進に向け、啓発、指導を徹底するとともに、学校では、児童・生徒の発達段階を踏まえて身近な環境問題に関心を持つ教育に積極的に取り組んでいきます。				
挑戦目標の設定	○市の減量目標達成に向けた市民の行う減量取り組みを具体的に設定し、市は広報啓発に努め、それらの取り組みを推進していきます。				
広報ツールの検討	○ごみ問題に無関心な人達が、目を引くような情報提供や啓発が重要であることから、広報紙の掲載等、広報ツールの検討を行っていきます。 ・ごみ減量のしおりの内容充実 ○継続的な情報提供を行っていきます。		◆	----->	○
市民参加型のイベントへの支援・協力	○資源に対する理解を深める市民参加型イベントに対して情報の提供などの協力を行います。 ○イベント開催時に、ごみの減量化・再資源化の広報啓発、情報提供等の実施を検討します。		◆	----->	
ごみの発生・排出抑制、リサイクル意識の普及啓発	○ごみの発生・排出抑制を図るとともに、ごみ減量・再資源化の取り組み事例の紹介等、市民及び事業者のリサイクル意識の普及啓発等を充実させていきます。 ・広報紙、リーフレット等による広報啓発 ・市のホームページを利用した啓発				
家庭系ごみの分別精度の向上の指導及び啓発	○分別精度の向上を図るため、分別の指導・啓発を図っていきます。資源ごみについては、異物が混入していると再資源化されないことを広報していきます。そのプラスチック類等混入が見られることから、正しい排出方法について継続して広報啓発及び分別の周知徹底を図っていきます。 ・分別指導員による直接指導 ・広報紙、リーフレット等による広報啓発 ・市のホームページを利用した広報啓発				

	家庭系ごみの分別精度の向上の指導及び啓発	○排出指導の徹底を図るため、現在シルバー人材センターの人員を活用し実施している分別排出指導に合わせ、廃棄物減量等推進員及び自治会等市民団体と共に、適正排出指導について継続的な取り組みを行います。					
	環境教育の推進	○循環型社会の形成を目指した環境教育・環境学習を推進していきます。ごみ問題の解決には、幼児期の段階から環境に配慮する意識を定着させることが重要であり、充実を図っていきます。 ①幼児からの環境教育の推進 親子での取り組み、保育所などで幼児期からの環境教育の推進を図ります。 ②小・中学校へのはたらきかけ 校長会等で依頼し、下記の事項を推進していきます。 ・児童・生徒用の副教材の作成 ・ごみ処理施設等の見学会・体験学習の実施 ・訪問授業・出前講座の実施 ○学校での取り組みを家庭でも取り組める方法で推進します。 ○環境教育の推進に向け、関係部署と協議、調整をし、検討を進めていきます。 ○自治会長会等で協力依頼を行い、出前講座等の開催します。 ○環境学習としての企業見学に向け、情報提供を行うとともに、受入企業の拡大に向けて検討していきます。					
	事業者に対するの広報啓発	○事業者に対し、ごみの分別の徹底、減量化・再資源化の広報を行っていきます。 ○事業系廃棄物の実態把握のため、事業所に対し、アンケート調査を実施します。					
	古紙等集団回収量拡大の広報啓発	○新聞・雑誌・ダンボール・紙パックの他、雑紙・古繊維の回収について回収量拡大の広報に努めます。					
情報提供	組合における処理方法の広報	○ごみ処理意識の向上を図るため、組合でゴミがどのように処理されているかについて、市のホームページ等を通じて広報していきます。また、組合議会での内容についても、ホームページ等を通じて広報していきます。					
	処理費用等の広報	○ごみ処理量、ごみ処理費、減量化量等の広報を行っていきます。また、ごみ処理費は税金で賄われていることも併せて広報していきます。					
助成制度		ごみの排出抑制・リサイクルを推進していくためには、市民活動への支援が必要であり、市全域に継続していくものとします。					
	集団回収の支援の継続	○集団回収の資源回収の活性化及び再資源化を推進するため、資源回収支援をさらに継続していきます。再資源化をさらに推進するため、助成品目の検討、PRを強化します。					
	ごみ減量推進協力店の推進	○ごみ減量推進店の拡充を図り、協力店は市のホームページ等で紹介し、認定を受けた店舗の利用を消費者に推奨します。					

	表彰制度の実施	○市民・事業者が主体となった、ごみ減量・リサイクル実践活動等の拡大を目指して、市内においてそれらの活動を推進するとともに、実績を上げている個人・市民団体・事業者の活動内容を表彰する制度を検討します。 ・減量推進協力店に対する表彰の検討 ・ごみ減量に取り組む市民団体や事業者への表彰の検討		◆	-	-	-	→	
手数料	家庭ごみの有料化の検討	○ごみの排出量に応じた負担の公平性を確保するため、さらなるごみの減量化施策の一つとして有料化について調査・研究していきます。有料化にあたっては、他の減量化施策の実施や段階的な導入方法の研究・検討等、十分実施した後にいきます。		◆	-	-	-	→	
	事業系ごみの費用負担の適正化	○事業系ごみの発生抑制・リサイクルや自己処理・減量化を推進するため、適正な処理手数料の設定を検討していきます。		◆	-	-	-	→	

【参考】有料化についての効果、課題

〔国の基本方針〕

平成22年12月に変更された『廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針』において地方公共団体の役割として「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物の有料化の推進を図るべきである。」とされています。

〔効果〕

- ・減量効果
経済的インセンティブが働くため、3Rの推進・減量効果が大きい。
- ・公平性
排出量に応じた処理手数料を徴収することにより、負担の公平化が図れます。
- ・その他
他の施策を実施しながら住民のごみに関する意識を高め、継続的に減量効果が得られます。

*全国市町村 1,747 団体のうち、1,051 団体 60.2%が有料化を実施しています。(H23.4.1 現在)

〔課題〕

- ・住民合意
現在、処理経費が一般財源で賄われているため、市民にとっては負担増と受け止められる恐れがあります。
- ・不法投棄増加
調査から懸念するほど不法投棄の増加がないとの報告もありますが、不法投棄の増加が心配されます。
- ・野焼きの増加
野焼きの増加が懸念されます。

(2) 市民における方策

市民は、廃棄物処理法において、ごみの減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力する責務を有することとされています。以下に市民の取り組むべき事項と、それに向けた市の施策を示します。

市民の取り組むべき事項		達成に向けた市の支援策	継続	短期	中期	重点
資源化	分別精度の向上	○ごみの分別についてわかりやすく説明した「ごみ減量のしおり」の作成・配布を行うとともに、広報・ホームページを通じて市民に適正な分別を啓発し、精度の向上を図っていきます。 ○自治会や市民団体を通じて、日常的なマナーの徹底を図るよう呼びかけていきます。			→	○
	資源ごみ回収の推進	○資源ごみ回収として実施しているカン類、ビン類、ペットボトル、その他プラスチック類は、決められた排出方法で出すよう努めるほか、生きビンについては販売店に戻す等、資源としての再利用に努めることが重要であり、市として積極的に指導、広報啓発を行っていきます。			→	
	拠点回収の推進	○紙パックの拠点回収を、市役所入り口で実施しているが、さらに市民の協力を得るため、公共施設での回収を検討していきます。		◆ - - - - -		
	集団回収の利用拡大	○集団回収は、ごみ減量、再資源化の観点から有効であるばかりでなく、地域コミュニティの育成にも役立つものであるから、積極的に参加するよう広報啓発に努めます。			→	○
	不要品活用の拡大	○家庭で要らなくなった家庭用品等の不要品を、必要な家庭に譲る「家庭用品活用コーナー」は、再利用の観点からも有効であり、広報・ホームページで啓発していきます。			→	
	小売店での資源回収の利用拡大	○スーパーでは、ペットボトル、トレイ、卵パック等を回収しており、市として広報啓発していきます。また、エコストアにも資源回収を働きかけていきます。			→	
自家処理	生ごみ堆肥化の推進	○EMボカシ等を使って堆肥を作り、「エコ農園」で花や野菜栽培に取り組み、生ごみの減量化を実践しています。また、堆肥化容器の購入費補助を継続していきます。			→	
排出（発生）抑制		無駄なものやごみになるものは買わないなど、ごみとして出すものを極力削減するよう努めます。			→	
	過剰包装の自粛	○買物袋等のごみを減らす観点から、買物の際には、マイバック等持参するよう、広報啓発を行っていきます。 ○贈物等の際も簡易包装のものを選ぶなど、配慮に努めるよう広報啓発を行っていきます。			→	○
	使い捨て製品の使用抑制	○使い捨て製品や容器の使用を抑制し、再使用可能な容器などを積極利用し、詰め替え製品を使用するよう広報啓発を行っていきます。			→	

再生品の使用 拡大	○トイレットペーパー等に再生品を使用するよう、広報啓発を行っていきます。				
生ごみの水切り	○厨芥ごみは、水切りを徹底するだけでも減量効果が大きいので、広報啓発を行っていきます。 ○生ごみ処理機の購入費補助を継続していきます。				
エコクッキングの推奨	○台所から発生する生ごみを少なくするための調理方法や市民団体によるエコクッキング教室の開催を推進し、市民のごみ減量意識の高揚と厨芥ごみの減量を図っていくよう、広報啓発を行っていきます。				
グリーンコンシューマー活動	○「消費する」という行動の際に環境に配慮することにより、ごみのもとを減らすだけでなく、事業者の活動内容や社会システムをも変えていくことができます。広報を通じてこの活動を普及させ、ごみ減量・リサイクルの推進を図っていきます。				
不要品活用制度の活用	○「家庭用品活用コーナー」の積極的な利用を図るよう、広報啓発に努めます。				
家具・家電製品の修理・衣類のリフォームの推進	○家具・電化製品の修理、衣類のリフォーム等により、ものをできるだけ長期に渡り使用することが、排出抑制の一手法となることから、積極的に広報啓発を行っていきます。				

※グリーンコンシューマー：買物をする際に「必要なものだけ買う」「使った後、リサイクルできるものを選ぶ」等を念頭において行動する消費者

(3) 事業所における方策

事業者は、廃棄物処理法において、その事業活動に伴って生じるごみの排出抑制、再生利用等によりその減量に努めるとともに、ごみ減量その他適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力する責務を有することとされています。

以下に事業者の取り組むべき事項と、それに向けた市の施策を示します。

事業者の取り組むべき事項		達成に向けた市の支援策	継続	短期	中期	重点
排出抑制	長期利用可能な製品等の検討	○長期間利用可能な製品の開発、再生利用しやすい製品の開発を努めるよう、国や京都府等の上位団体と連携をとり、業界団体へ取り組みを促していきます。			→	
	事業所における排出抑制	○事業所における自己処理、分別の徹底、減量化に取り組むよう、市として広報啓発を行っていきます。 ○許可業者が収集運搬を行っている事業所に対し、許可業者がごみの発生抑制・適正分別の指導を行う。 ○事業所が再資源化に取り組めるよう、事業所から発生する生ごみリサイクルシステムの構築、資源リサイクルシステムの構築の検討を図ります。		◆	→	○
	過剰包装の抑制	○レジ袋の有料化について、京都府と連携して業界団体へ取り組みを促していきます。同時に市民へのマイバッグ持参の呼びかけも継続し、レジ袋削減を進めます。		◆	→	
	流通包装廃棄物の排出抑制	○家電製品等の梱包材においては、その量を極力抑制するとともに、通い箱やリサイクルできる梱包材の使用に努めるよう、国や京都府と連携を図り、業界団体へ取り組みを促していきます。			→	
	製造・流通事業者による自主回収・資源化	○空きカンや空きビン等の資源として再生可能なものは、製造・流通事業者による自主回収の促進が必要であり、国や京都府等の上位団体と連携を図り、業界全体へ取り組みを促していきます。			→	
	再生使用可能な容器等の導入	○使い捨て容器から繰り返し利用可能な容器への転換を図るよう、国や京都府と連携を図り、業界団体へ取り組みを促していきます。			→	
その他	再生品の使用	○事務用紙、コピー用紙、トイレットペーパー等は、再生品を使用するよう努めるとともに、事業活動に使用する材料等についても再生品の使用に努めることが重要であり、市として広報啓発を行っていきます。			→	
	大規模事業者による減量計画書作成	○事業系一般廃棄物の減量を推進するため条例に基づき、大規模事業者には減量計画書の作成、廃棄物管理責任者の選任を義務付け、排出者責任の徹底や指導の強化を努めていきます。		◆	→	○

その他	拡大生産者責任の徹底	○事業者に対して、リサイクル対象物の収集・運搬・資源化等において生産者が責任を持って、リサイクルに取り組むよう、市として広報啓発を行っていきます。 ○製造業者に対して製造段階からごみの抑制をする等、再利用・リサイクルが円滑に行われる社会システムの構築が必要であることから、国や産業界に働きかけも検討していきます。				
	販売者責任の徹底	○販売者についても、拡大生産者責任同様、店頭での資源ごみ回収等、リサイクルに取り組むよう、市として広報啓発を行っていきます。				

※拡大生産者責任（EPR）：Extended Producer Responsibility。生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方です。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄等の後に生産者が引き取りやリサイクルを実施すること等が含まれます。

2) その他ごみ処理に関し必要な事項

(1) 特別管理一般廃棄物、適正処理困難物に対する対処方針

組合の受入基準における処理困難物、環境省が指定する特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の対象品目はそれぞれ以下の表に示すものです。これらについては、収集しないことを住民に対して周知徹底していきます。

それに併せて、適正処理困難物については販売店、メーカーによる回収に関して事業者へ依頼し、引き取り先を明確にし、市民への周知、情報提供を進めていくものとします。

なお、在宅医療の進展に伴い、在宅医療系廃棄物は増加しているものと想定されますが、作業員の安全性の確保などの面から、収集運搬及び処理の受け入れについては見極めが必要です。したがって基本的には医療機関等へ持ち込み、適正な処理を進めるものとしますが、今後感染性のない医療系廃棄物については受け入れについても検討していくものとします。

また、適正な処理が可能な製品の開発、製品アセスメントの促進、新処理技術の開発、広域的な処理体制の整備について、近隣自治体との連携を図り国、府、メーカー等へ働きかけるものとします。

特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物

廃棄物	組合による指定	法令等による指定			内容等	処理方法
	適正処理困難物	特別管理一般廃棄物	適正処理困難物	法リ対サイク目ル		
ガスボンベ	○				プロパン等可燃性のもの	製造メーカー、販売業者に依頼してください。
消火器	○				全般	
オートバイ	○				原動機付き自転車含む	
タイヤ	○		○		ホイール等含む	
医療系廃棄物	○				注射針等含む	病院・販売業者に依頼してください。
建築廃材	○				土砂・木材・ブロック等	法令で定められた廃棄が必要です。
危険物	○				ガソリン・灯油・オイル・シンナー・火薬類・薬品	製造メーカー、販売業者に依頼してください。
冷蔵庫（業務用）	○		○			
鋼材	○				H型鋼等	
多量な高カロリー廃棄物	○				プラスチック類・塩化ビニール・紙類	
スプレーカン	○				穴を空けていないもの	
バッテリー	○					
ドラム缶	○					
バキュームホース	○					
ロール類	○				長尺テープ類	
宗教などに伴う廃棄物	○				墓石・墓標	墓地管理者又は墓石販売会社等に相談してください。
ごみ種別混入物	○				各施設で処理するごみ種別が混入されている廃棄物	適正な分別を行ってください。
その他の廃棄物	○				上記項目以外で各施設に支障をきたすおそれのある廃棄物	
P C Bを使用した部品		○				製造メーカー、販売業者に依頼してください。
煤塵		○				処理処分業者に直接依頼してください。
ダイキソノ類含有物		○				
感染性一般廃棄物		○				医療器具販売業者、医療機関に相談してください。
テレビ			○	○		直接指定法人に持ち込むか、小売店等に依頼してください。
冷蔵庫・冷凍庫			○	○		
エアコン				○		
洗濯機				○		
衣類乾燥機				○		
パソコン				○		
スプリングマットレス			○			製造メーカー、販売業者に依頼してください。

(2) ポイ捨てごみ・不法投棄対策

「まちをきれいにする条例」が平成18年7月に施行され、阪急長岡天神駅周辺を中心に環境美化推進員を配置して、ごみ拾いと啓発活動を行っています。報告内容を基にごみのポイ捨て等の目立つ個所には看板、ポスターの設置などを行い、ポイ捨て防止に向けた対策の強化を進めていきます。

不法投棄には環境監視員によるパトロールを実施するとともに、広報やパンフレットで適正な処理についての協力を市民に呼びかけ、市民の意識の向上を図り、不法投棄の防止に努めます。

自分のごみは自分で持ち帰り、空きカン、空きビン等のごみのポイ捨てがない清潔な居住環境を目指します。また、市民による地域の530（ゴミゼロ）運動の実施について支援します。

(3) 計画推進体制

市民・事業者・市の三者が一体となり、ごみ減量・再資源化の推進に努めます。市は、減量化・再生利用を図るため、市民・事業者・市の役割分担を明確にしつつ、排出抑制策も含めた減量化に関する総合的かつ計画的な施策の推進を図ります。また、市は市民に対しては情報公開や環境教育、活動支援などを行い、事業者に対しては事業系一般廃棄物の減量及び再資源化に向けた指導や活動支援などを行っています。

市民は、ごみの排出抑制、適正排出に努めるとともに、ごみの適正な処理に関して市の施策に協力するものとします。

事業者は、事業活動に伴って生じるごみの排出抑制、再生利用等により減量に努めるとともに、ごみの減量その他適正な処理の確保等に関し市の施策に協力するものとします。

さらに、市は毎年計画の進捗状況を把握し、「一般廃棄物処理計画懇話会」で進捗状況の確認・検証を行うとともに、京都府及び関係機関等と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行います。

(4) 情報管理計画

・処理状況・情報の公開

ごみ処理実績データ（ごみの受入から処理・処分まで）を集計し、運用管理を行い、計画策定などに利用し、効率よく遂行できるようにします。

また、実績データ等の情報は、ホームページや広報紙などの広報啓発活動に活かすように努めます。

・ごみ処理費の情報公開

ごみの収集運搬費、処理費・処分費等をホームページ等で情報提供し、コスト削減を図っていきます。

・リサイクル情報の発信

家庭用品活用コーナー、粗大ごみの修理・再生情報、リサイクル関連情報等を

ホームページ等で情報提供に努めます。

(5) 災害廃棄物対策

震災や水害などの災害が発生した場合、がれき等の災害廃棄物が多量に発生することが想定され、被害の大きさによっては現状の処理体制の維持が一時的に困難となる場合も想定されます。

災害時に廃棄物処理に支障をきたさないよう、近隣のごみ処理施設を持つ自治体等との連携体制の構築を検討するとともに、災害時の廃棄物処理対策について組合及び関係市町間で調整を図るものとします。

第 3 部 生活排水処理基本計画

第 1 章 生活排水の排出状況

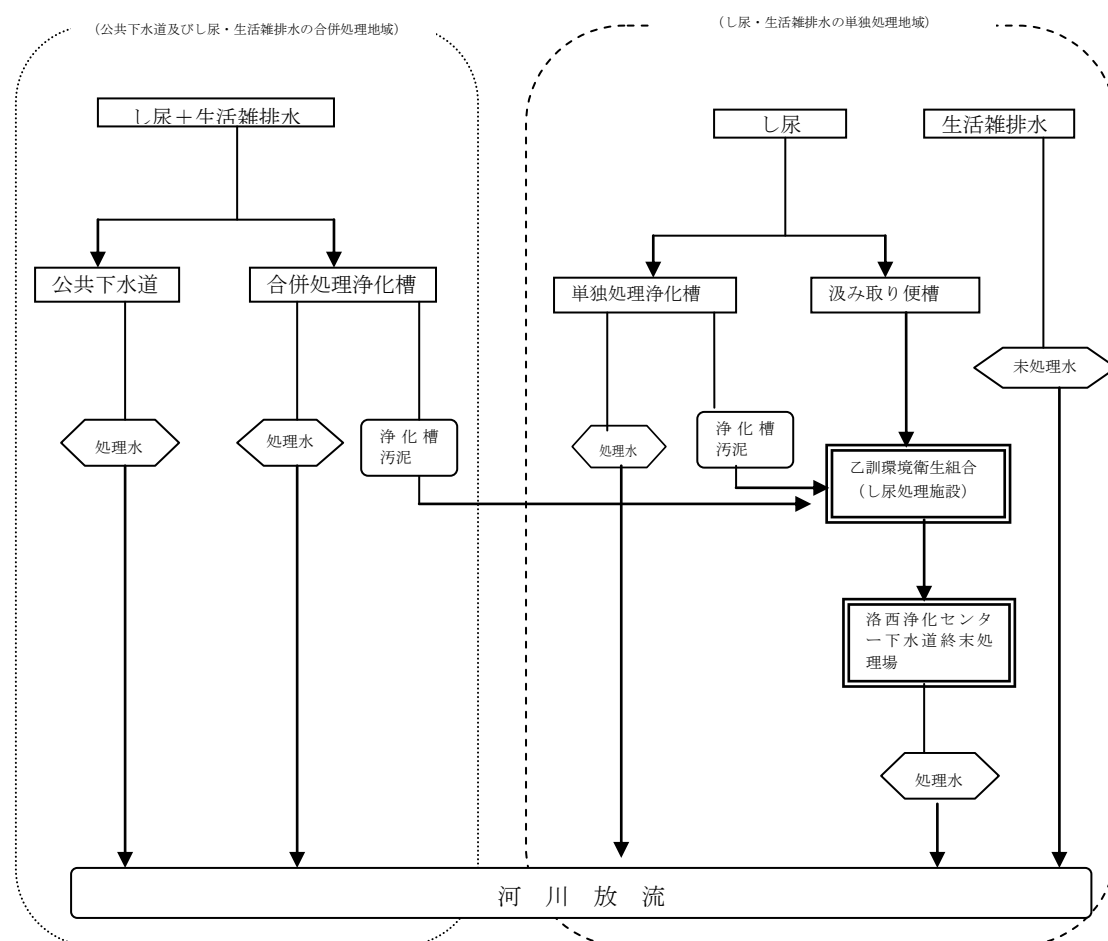
1) 生活排水処理の現状

(1) 生活排水処理の沿革

本市における生活排水処理は、昭和 30 年代に特別清掃地域内のし尿くみとり収集を開始し、昭和 54 年から供用開始された公共下水道は、順次整備され、現在計画処理区域内の人口普及率は約 99.1% の普及状況になっています。

(2) 処理、処分体系

本市における生活排水の処理・処分体系は、以下のとおりとなっています。現状の生活排水処理は、公共下水道及び合併処理浄化槽によって行われています。し尿収集地域のし尿及び単独・合併処理浄化槽汚泥は、乙訓環境衛生組合のし尿処理施設で処理を行っていました。しかし、下水道の普及に伴って処理量が減ってきたことから、平成 19 年度から隣接する下水道終末処理場への下水道投入へと処理形態を変更しています。



— 生活排水処理フロー —

(3) 人口等の実績

本市の生活排水処理形態別人口は以下のとおりです。

— 生活排水処理形態別人口 —

(各年度末値、単位：人)

年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
計画処理区域内人口	78,638	79,113	79,449	79,742	79,873
水洗化・生活雑排水処理人口	71,139	73,696	76,953	77,083	77,672
合併処理浄化槽	451	394	264	451	438
下水道（公共下水道）	70,688	73,302	76,689	76,632	77,234
水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽人口）	6,732	4,650	1,986	2,252	1,815
非水洗化人口	767	767	510	407	386
し尿収集人口	756	622	503	402	381
自家処理人口	11	10	7	5	5
計画区域外人口	0	0	0	0	0

(4) 生活排水処理の実績

生活排水処理率は以下のとおり推移しており、平成22年度の処理率は、97.2％となっています。

— 生活排水処理率の推移 —

(各年度末値)

項目 \ 年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
計画処理区域内人口（人）	78,638	79,113	79,449	79,742	79,873
生活排水処理人口（人）	71,139	73,696	76,953	77,083	77,672
生活排水処理率（％）	90.5	93.2	96.9	96.7	97.2

公共下水道整備の進捗に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の収集量は減少を続けており、平成22年度には、し尿は約723kL/年、浄化槽汚泥744kL/年と平成17年度と比べてし尿は約55％、浄化槽汚泥は約38％となっています。

— し尿及び浄化槽汚泥の収集量 —

(各年度末値)

		単 位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
年間収集量	し 尿	KL/年	1, 244. 39	1, 162. 83	1, 066. 76	1, 018. 27	723. 21
	浄化槽汚泥	KL/年	1, 377. 46	1, 674. 72	1, 515. 47	1, 026. 10	744. 09
	計	KL/年	2, 621. 85	2, 837. 55	2, 582. 23	2, 044. 37	1, 467. 30
1 日平均収集量	し 尿	KL/日	3. 41	3. 19	2. 92	2. 79	1. 98
	浄化槽汚泥	KL/日	3. 77	4. 59	4. 15	2. 78	2. 04
	計	KL/日	7. 18	7. 78	7. 07	5. 57	4. 02
し尿と浄化槽汚泥の比率	し 尿	%	47. 5	41. 0	41. 3	49. 8	49. 3
	浄化槽汚泥	%	52. 5	59. 0	58. 7	50. 2	50. 7

(5) 収集、運搬

本市で発生するし尿及び浄化槽汚泥は、本市のし尿は直営で浄化槽汚泥は許可業者が収集し、乙訓環境衛生組合のし尿処理施設に搬入しています。

— し尿及び浄化槽汚泥の収集体制 —

し 尿			浄化槽汚泥	
収集運搬方法・回数等			収集運搬方法・回数等	
直営	一般家庭 月 2 回 各戸収集 臨時 連絡により収集		許可	年 1 ～ 2 回 各戸収集

— 月別収集実績（平成 2 2 年度） —

(単位：k L)

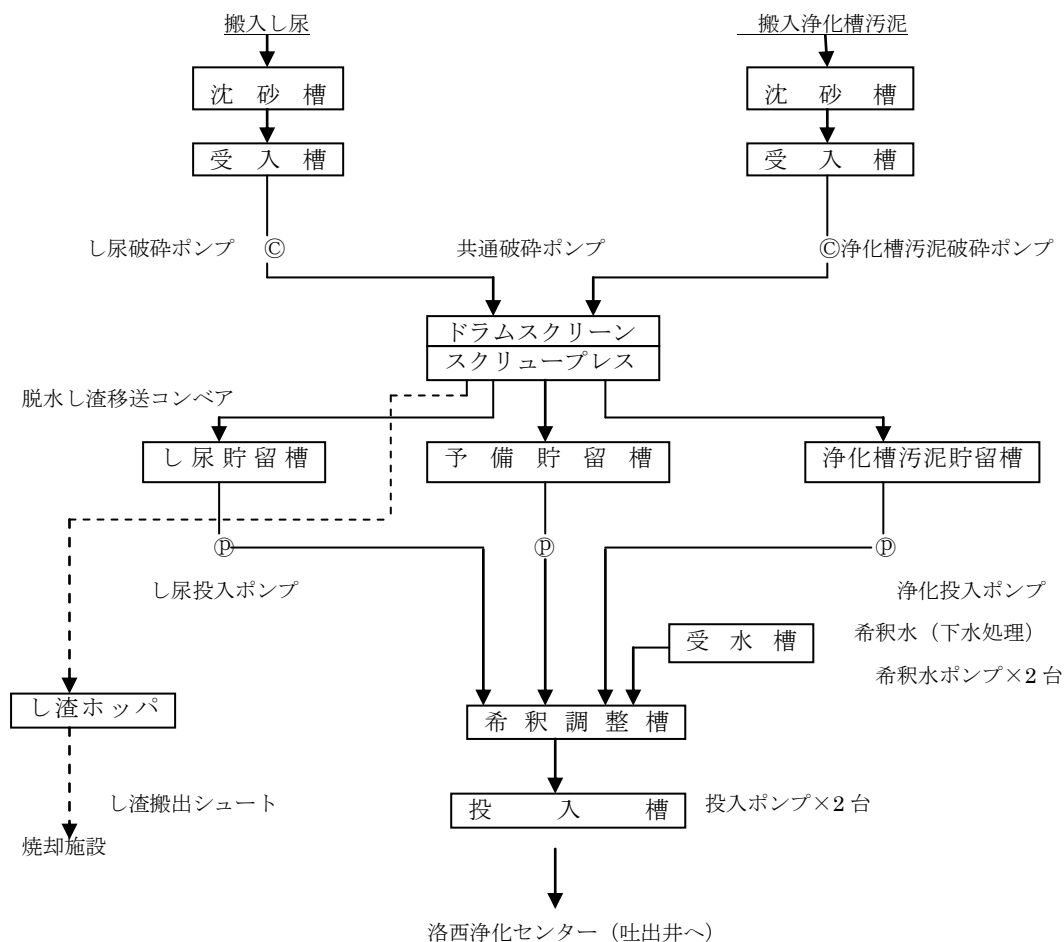
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
し尿	66. 87	62. 7	65. 64	58. 45	58. 86	52. 36	57. 73	57. 48	56. 12	58. 69	57. 25	71. 06	723. 21
浄化槽汚泥	80. 61	64. 61	64. 49	51. 68	69. 71	70. 29	58. 95	73. 89	30. 35	10. 6	105. 95	62. 96	744. 09
合計	147. 48	127. 31	130. 13	110. 13	128. 57	122. 65	116. 68	131. 37	86. 47	69. 29	163. 20	134. 02	1, 467. 30

(6) 中間処理

し尿処理施設の概要は、以下のとおりです。

— 施設の概要 —

名 称	乙訓環境衛生組合し尿処理施設	
所 在 地	京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方32番	
処理能力	20kL/日	し尿 10KL/日
		浄化槽汚泥 10KL/日
処理形態	受入・前処理・希釈・投入	
整備年度	着工	平成18年5月(改造工事)
	竣工	平成19年3月(改造工事)
供用開始	平成19年4月	
建築面積	1,369.18㎡	
延床面積	2,502.77㎡	



— し尿処理施設の処理フロー —

— し尿処理施設の稼働状況（全体） —

	単位	H18	H19	H20	H21	H22
年間処理量	KL /年	4,059.30	4,280.25	3,945.56	3,289.66	2,517.86
稼働日数	日/年	174	246	235	238	233
稼働日当り 平均処理量	KL /日	11.12	11.69	10.84	9.04	6.91
稼働率	%	14.6	58.5	54.22	45.18	34.56

（７）最終処分

平成１９年度以降、洛西浄化センターへの下水道投入に設備改良を行ったため、し尿残渣は発生していません。

（８）生活排水処理の課題抽出

○本市は、市街化区域全域が公共下水道計画区域となっており、下水道の普及に伴い、年々、生活排水処理率は上昇し、平成２２年度には９７．２％と高いレベルに達しています。

今後も下水道への接続を進めること、わずかな公共下水道計画区域外においても合併浄化槽の普及を進めることにより、生活排水処理をさらに推進していく必要があります。

２）生活排水の予測

本市における生活排水に関する将来数値は、以下のとおりです。

（１）処理形態別人口の予測

本市における処理形態別人口の予測の結果は、以下のとおりです。

— 処理形態別人口の予測 —

			H17	H22	H25	H28	H31	H33
人口動態等	1. 計画処理区域内人口	(人)	78, 293	79, 873	78, 000	76, 580	75, 020	73, 740
	2. 水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	69, 430	77, 672	76, 599	75, 411	74, 049	72, 894
	(1) 合併処理浄化槽人口	(人)	1, 681	438	394	330	267	245
	(2) 公共下水道人口	(人)	67, 749	77, 234	76, 205	75, 081	73, 782	72, 649
	3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 单独処理浄化槽人口	(人)	8, 006	1, 815	1, 341	1, 119	931	806
	4. 非水洗化人口	(人)	857	386	60	50	40	40
	(1) し尿収集人口	(人)	846	381	60	50	40	40
	(2) 自家処理人口	(人)	11	5	0	0	0	0
	5. 計画処理区域外人口	kL/日	0	0	0	0	0	0
要処理量	6. し尿収集量	kL/日	3. 6	2. 2	2. 1	1. 5	1. 3	1. 2
	7. 浄化槽汚泥槽	kL/日	5. 3	3. 5	3. 3	2. 5	2. 0	1. 9
	8. 要処理量	kL/日	8. 9	5. 7	5. 4	4. 0	3. 3	3. 1
	9. 計画処理量	kL/日	—	7. 4	7. 0	5. 2	4. 3	4. 0

(2) 生活排水処理率の予測

生活排水処理率は、平成22年度実績では97%ですが、平成33年度には約99%を達成する見込みです。

— 生活排水処理率の予測 —

	H17	H22	H25	H28	H31	H33
計画処理区域内人口(人)	78,293	79,873	78,000	76,580	75,020	73,740
生活排水処理人口(人)	69,430	77,672	76,599	75,411	74,049	72,894
生活排水処理率(%)	89%	97%	98%	98%	99%	99%

(3) し尿・汚泥等排出量の予測

下水道の普及により、し尿量は平成22年度に約2.2kL/日でしたが、平成33年度に1.2kL/日となり、約45%減少する見込みです。

し尿及び浄化槽汚泥処理量の予測値は（主要年度・日量）は以下のとおりです。

— し尿及び浄化槽汚泥の処理量の予測（日量） —

		H17	H22	H23	H25	H28	H31	H33
要 処 理 量	し尿処理量	3.6	2.2	2.1	1.9	1.5	1.3	1.2
	浄化槽汚泥量	5.3	3.5	3.3	3.0	2.5	2.0	1.9
	処理量	8.9	5.7	5.4	4.9	4.0	3.3	3.1
計画処理量		—	7.4	7.0	6.4	5.2	4.3	4.0

第2章 生活排水の処理主体

本市区域における生活排水の処理主体は、以下のとおりです。生活排水処理主体は、今後もこの形態を継続していくものとします。

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
下水道終末処理場	し尿及び生活雑排水	京都府
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥	乙訓環境衛生組合

第3章 生活排水処理の基本方針

1) 生活排水処理の基本的な考え方

本市では、地域特性やその地域計画に適した処理形態を選定していく方針です。

生活排水処理の基本計方針は、以下のとおりです

◎基本方針

- ①市街地における生活排水の処理については、公共下水道によりその処理を行うものとし、下水道整備事業の推進を図ります。
- ②家屋が散在し、集合処理が適していない地域については、個別処理として合併処理浄化槽の普及を進めます。
- ③流域下水道とし尿処理施設の連携による処理の効率化を図ります。

2) 生活排水処理の目標

さらなる生活排水処理率の向上を目指すことから、し尿等の収集量は、減少する見通しです。

今後も、引き続き生活排水の適正処理に取り組み、生活排水の約99%処理を目指すものとします。

本市では、この目標を達成するために、以下に示す事項について、取り組むこととします。

- 公共下水道計画区域内
 - ・公共下水道接続の啓発
 - ・下水道整備事業の推進
- 公共下水道計画区域外
 - ・汲み取り及び自家処理、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置転換

— 生活排水の処理目標 —

	現在（平成22年度）	目標年度（平成33年度）
生活排水処理率	97%	99%

— 人口の内訳 —

	現在（平成22年度）	目標年度（平成33年度）
1. 計画区域内人口(人)	79,873	73,740
2. 水洗化・生活雑排水処理人口(人)	77,672	72,849

生活排水の処理目標を念頭に、目標年度における生活排水の処理形態別内訳は以下のとおりです。水洗化・生活雑排水処理人口は、72,849人、生活排水処理率は99%

が達成されます。

— 生活排水の処理形態別内訳 —

		H17	H22	H33
人口動態等	1.計画処理区域内人口	(人) 78,293	79,873	73,740
	2.水洗化・生活雑排水処理人口	(人) 69,430	77,672	72,894
	(1)合併処理浄化槽人口	(人) 1,681	438	245
	(2)公共下水道人口	(人) 67,749	77,234	72,649
	3.水洗化・生活雑排水未処理人口 単独処理浄化槽人口	(人) 8,006	1,815	806
	4.非水洗化人口	(人) 857	386	252
	(1)し尿収集人口	(人) 846	381	252
	(2)自家処理人口	(人) 11	5	0
	5.計画処理区域外人口	kL/日 0	0	0
	6.し尿収集量	kL/日 3.6	2.2	1.2
要処理量	7.浄化槽汚泥槽	kL/日 5.3	3.5	1.9
	8.要処理量	kL/日 8.9	5.7	3.1
	9.計画処理量	kL/日 —	7.4	4.0

3) し尿・浄化槽汚泥の処理計画

(1) 収集・運搬計画

●収集・運搬の方針

公共下水道の普及拡大が進められたことにより、し尿等の収集量は年々減少傾向にあります。今後も公共下水道の普及により、し尿処理量及び汚泥収集量共に減少していくことが予想されますが、今後も、引き続きし尿処理を適正に行っていく必要があります。現段階では、現状の収集・運搬体制で行うものとし、状況に合わせて適時対応するものとしします。

●収集運搬の方法及び量

①収集運搬体制

収集・運搬体制については、現状のとおりとし、し尿については直営で行い、浄化槽汚泥については許可業者が行うものとして、し尿処理施設に搬入します。

なお、将来的にはし尿の収集量及び浄化槽汚泥は減少してくるため、排出量減少への対応、計画的な収集作業の指導により、より安定した収集・運搬を行っていくものとしします。

②収集・運搬機材

バキューム車による収集・運搬方式としします。

③収集方法

一般世帯及び事業所等の申し入れにより、月1回の収集計画を行います。また、浄化槽については、年1回以上の清掃を指導します。

④収集・運搬対象物

収集対象区域から発生するし尿及び浄化槽汚泥全量としします。

⑤収集・運搬量

し尿・汚泥の排出状況は、以下のとおりです。

— し尿・浄化槽汚泥の排出量の予測 —

	H17	H22	H23	H25	H28	H31	H33
し尿収集量	3.6	2.2	2.1	1.9	1.5	1.3	1.2
浄化槽汚泥量	5.3	3.5	3.3	3.0	2.5	2.0	1.9
処理量	8.9	5.7	5.4	4.9	4.0	3.3	3.1

(2) 中間処理

●中間処理の方針

公共下水道の普及により、し尿処理施設の稼働状況は減少の一途をたどるため、平成18年度に隣接する下水道終末処理施設への投入を実施するため改良工事を行い、平成19年度より投入を開始しています。

①中間処理の体制

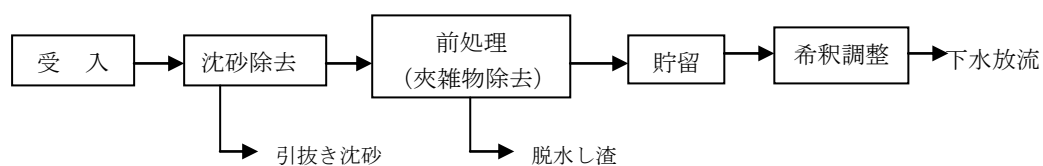
現行どおり、処理主体は組合とし、現体制を維持していくものとします。

②中間処理対象物

収集対象区域から発生するし尿及び浄化槽汚泥全量とします。

③処理方式

【希釈投入方式：受入・前処理、希釈投入】



④処理能力

し尿処理施設の処理能力は以下のとおりです。

処理能力 : 20 kL/日

し尿 : 10 kL/日
 浄化槽汚泥 : 10 kL/日

⑤経年処理量の見込み

し尿処理基本計画より、平成15年度までの過去の実績に基づくし尿処理量の実績及び予測を以下に示します。

— し尿等処理量の予測（全体） —

年 度	し尿 (k L/日)	浄化槽汚泥 (k L/日)	合 計 (k L/日)	変動係数考慮		1. 3
				し尿 (k L/日)	浄化槽汚泥 (k L/日)	合 計 (k L/日)
1 5	8.1	9.9	18.0	11	13	24
1 6	7.0	7.3	14.3	9	9	18
1 7	6.3	7.5	13.8	8	10	18
1 8	5.6	6.1	11.7	7	8	15
1 9	5.0	5.9	10.9	7	8	15
2 0	4.7	5.4	10.1	6	7	13
2 1	3.7	5.3	9.0	5	7	12
2 2	4.4	5.0	9.4	6	7	13
2 3	4.3	4.8	9.1	6	6	12
2 4	4.2	4.6	8.8	5	6	11
2 5	4.0	4.3	8.3	5	6	11
2 6	3.7	4.1	7.8	5	5	10
2 7	3.6	3.8	7.4	5	5	10
2 8	3.3	3.7	7.0	4	5	9
2 9	3.2	3.6	6.8	4	5	9
3 0	3.1	3.3	6.4	4	4	8
3 1	2.9	3.0	5.9	4	4	8
3 2	2.7	2.9	5.6	4	4	8
3 3	2.7	2.9	5.6	4	4	8

過去の実績に基づく将来推計計算結果により、今後の最大処理量は1 5 kL/日となります。

— し尿処理量の予測（長岡京市分） —

年 度	し尿 (k L/日)	浄化槽汚泥 (k L/日)	合 計 (k L/日)	変動係数考慮		1. 3
				し尿 (k L/日)	浄化槽汚泥 (k L/日)	合 計 (k L/日)
1 5	4. 6	7. 7	12. 3	6. 0	10. 0	16. 0
1 6	3. 8	5. 2	9. 0	4. 9	6. 8	11. 7
1 7	3. 6	5. 3	8. 9	4. 7	6. 9	11. 6
1 8	3. 0	4. 6	7. 6	3. 9	6. 0	9. 9
1 9	2. 6	4. 3	6. 9	3. 4	5. 6	9. 0
2 0	2. 4	3. 9	6. 3	3. 1	5. 1	8. 2
2 1	2. 4	3. 8	6. 2	3. 1	4. 9	8. 0
2 2	2. 2	3. 5	5. 7	2. 9	4. 6	7. 5
2 3	2. 1	3. 3	5. 4	2. 7	4. 3	7. 0
2 4	2. 0	3. 1	5. 1	2. 6	4. 0	6. 6
2 5	1. 9	3. 0	4. 9	2. 5	3. 9	6. 4
2 6	1. 7	2. 8	4. 5	2. 2	3. 6	5. 8
2 7	1. 6	2. 6	4. 2	2. 1	3. 4	5. 5
2 8	1. 5	2. 5	4. 0	2. 0	3. 3	5. 3
2 9	1. 5	2. 4	3. 9	2. 0	3. 1	5. 1
3 0	1. 4	2. 2	3. 6	1. 8	2. 9	4. 7
3 1	1. 3	2. 0	3. 3	1. 7	2. 6	4. 3
3 2	1. 2	1. 9	3. 1	1. 6	2. 5	4. 1
3 3	1. 2	1. 9	3. 1	1. 6	2. 5	4. 1

(3) 最終処分計画

●最終処分の方針

平成19年度より中間処理におけるし尿の下水道投入への移行を行い、処理工程中に発生する最終処分対象物の適正な処分を図ります。

●最終処分の方法

①最終処分の実勢体制

現行のとおり、最終処分の主体は組合とし、現体制を維持していくものとします。

②最終処分対象物

最終処分対象物は、引抜き沈砂とします。

③処分方法

引抜き沈砂は、これまでどおり定期清掃委託による処分とします。

前処理後の脱水し渣は、積出しとします。脱水し渣は、含水率60%の紙、布、脱脂綿等繊維類、ビニール類であり、ごみ焼却施設で焼却処理します。

④計画処分量

最大時計画処分量 : 200kL/日 (15kL/日処理)

— 最終処分量の予測（全体） —

（単位：kg/日）

	H17	H22	H23	H25	H28	H31	H33
し尿引き抜き沈砂	160.0	120.0	120.0	100.0	80.0	80.0	80.0
浄化槽汚泥引き抜き沈砂	75.0	52.5	45.0	45.0	37.5	30.0	30.0
最終処分量	235.0	172.5	165.0	145.0	117.5	110.0	110.0

— 最終処分量の予測（長岡京市分） —

（単位：kg/日）

	H17	H22	H23	H25	H28	H31	H33
し尿引き抜き沈砂	94.00	58.00	54.00	50.00	40.00	34.00	32.00
浄化槽汚泥引き抜き沈砂	51.75	34.50	32.25	29.25	24.75	19.50	18.75
最終処分量	145.75	92.50	86.25	79.25	64.75	53.50	50.75